

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成29年12月6日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

- 7番 須藤京子君

1. 出席説明員

| | |
|------------------|-----------|
| 市 長 | 根 本 洋 治 君 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 市長公室長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 経営企画部長 | 飯 泉 栄 次 君 |
| 総 務 部 長 | 中 澤 勇 仁 君 |
| 市 民 部 長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部長 | 川 上 秀 知 君 |
| 環境経済部長 | 山 岡 康 秀 君 |
| 建 設 部 長 | 八 島 敏 君 |
| 教 育 部 長 | 川 井 聡 君 |
| 会計管理者 | 山 越 恵美子 君 |
| 監査委員事務局長 | 大和田 伸 一 君 |
| 農業委員会 事 務 局 長 | 結 速 武 史 君 |
| 経営企画部次長 | 吉 田 将 巳 君 |
| 総 務 部 次 長 | 小 林 和 夫 君 |
| 市民部次長 | 植 田 裕 君 |
| 保健福祉部次長 | 藤 田 幸 男 君 |
| 保健福祉部次長 | 小 川 茂 生 君 |
| 環境経済部次長 | 梶 由 紀 夫 君 |
| 建 設 部 次 長 | 岡 野 稔 君 |
| 建 設 部 次 長 | 藤 田 聡 君 |
| 建 設 部 次 長 | 長谷川 啓 一 君 |
| 教育委員会次長 | 杉 本 和 也 君 |
| 教育委員会次長 | 飯 野 喜 行 君 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | | |
|----------|----|-----|
| 事務局長 | 滝本 | 仁君 |
| 庶務議事課長 | 野島 | 貴夫君 |
| 庶務議事課長補佐 | 飯田 | 晴男君 |
| 書記 | 飯村 | 彰君 |

平成29年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成29年12月6日(水) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

7番須藤京子君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、1番藤田尚美君。

[1番藤田尚美君登壇]

○1番(藤田尚美君) 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。

一般質問を行う前に、訂正をお願いいたします。

1番の教育環境についての(1)と(2)が1つの文章になります。(1)いじめ・アプリで匿名通報、「ストップイット」の導入の考えで1番、2番がスクールソーシャルワーカー設置について、3番コミュニティ・スクールの取り組み、4番特別支援教育体制の強化、以上となりますので、よろしく願いいたします。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、教育環境についてであります。

文部科学省が発表している平成27年度における全国の国公立小中高特別支援学校が把握したいじめの認知件数は22万5,132件で、前年より3.7万件ふえましたが、約4割の学校がいじめはないと報告しております。

いじめ防止対策推進法が可決されましたが、いまだにいじめ自殺の学校側の対応に苦しむ遺族のニュースが報道されております。一連のニュースを見ますと、もっと教師がアンテナを高くし、いじめ対策を重要な仕事と位置づけ、根絶に向けて取り組むことが大切だと感じます。しかし、現実、教師の多忙さが問題となっており、教師ばかりに負担させるわけにもいきません。しかしながら、いじめは子供の世界では待ったなしで行われております。

私のところに届いている内容の一つとして、ある生徒は、毎日、他の生徒からばか扱いを受け、足蹴りをされたことも、仲間外れもあり、しかし、なかなか親に相談できず、様子がおかしいと思ったお母さんが、「何かあったの」と一言言うと、大粒の涙をこぼしながらいじめられていることを打ち明けました。いじめられていることを学校に相談したとき、先生はすぐに対応してくれ、何とか落ちついたそうです。今はいじめもなく学校に通っていると伺いました。

また、子供同士で終わらないいじめもあります。いじめを受けていた我が子のことを思い、いじめている子の親御さんにいじめないでと話したところ、逆上され、保護者同士の対立になっているところもあると伺っております。

市としても、さまざまな相談窓口を周知しているのは存じております。しかし、今の子供たちにとって、その相談窓口は合っておりますでしょうか。ラインいじめ、顔を見ることなく非難中傷を平気のできる携帯が普及する中、子供たちが気軽に相談できる通報アプリ「ストップイット」を導入し、声を出せる環境整備が必要であります。また、当事者だけではなく、そばに居る子供たちも通報ができ、傍観者をなくすといった教育にもつながります。

通報アプリ「ストップイット」は、2014年に米国で開発されましたスマートフォン用アプリであります。周囲で発生したいじめを被害者や第三者が匿名で報告・相談ができるのが特徴で、文章や画像などを送り、匿名のまま送信先とやりとりができます。パソコンでの利用も可能であります。緊急時には、アプリ内に表示された相談窓口の電話番号表示につなげることもできます。販売元のストップイットジャパンによると、米国では約6,000校の332万人が利用し、実際にいじめの減少が報告されていると伺います。

千葉県柏市では、ことし5月から導入を始めました。相談者である生徒から、スマートフォンやパソコンを通じて相談内容を受信するのは柏市教育委員会、これまでに寄せられた相談は合計85件であります。昨年度の既に3倍に上っており、市教育委員会はボタン一つで気軽に相談できることが相談件数の増加につながっていると伺われておりました。

近隣の取手市においては、来年1月より導入が決定しました。

いじめをアプリで相談しやすくするため、牛久市にも「ストップイット」の導入を考えるべきだと思いますが、御所見を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校では、授業の中で表情の暗い子供や友人とかかわれない子供を見取って、いじめなどの問題を抱えていないか把握しようとしています。そして、気になれば面談を実施し、本人から話を聞いています。また、定期的にアンケートを実施していますので、記述内容の気になる子供については、やはり本人から話を聞くようにしています。このようにして、いじめなどの早期発見に努めているところです。

また、各学校にスクールカウンセラーが訪問しておりますので、そこでも児童生徒は相談できる機会があります。

また、本市では、いじめなどの相談窓口として、教育センターきぼうの広場を紹介しております。平成28年度には、牛久市のホームページ上にいじめ問題専用のメール相談窓口も開設しました。今年度の9月には、教育センターきぼうの広場とメール相談窓口を紹介するチラシを市内全児童生徒に配布して周知徹底したところです。また、10月にも茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターの周知カードも配布したところです。

このように、学校では児童生徒がいじめなどで困ったり悩んだりしているときに相談できる体制を整えておりますし、その他の相談窓口も周知徹底しているところです。ただ、現在の児童生徒は、SNSによるメッセージ交換になじんでおり、ことし8月には文科省のSNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に関するワーキンググループの中間報告において、将来的には全国全ての児童生徒がSNSを用いて相談できる体制を構築されることが望ましいとの考え方も示されました。

そのような状況から、いじめ通報アプリも有効な手段かと思っておりますので、教育委員会といたしましても、今後、前向きに検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 前向きに検討されているということで、しっかりと実現に向けて頑張ってくださいと思います。「ストップイット」というのは、文科省でも発表をされている会社でもありますので、今、10自治体がこの「ストップイット」を導入するという報告も受けておりますので、さらなる前向きをお願いいたします。

次に、スクールソーシャルワーカーの設置について伺います。

この質問については何度となく取り上げさせていただいております。2008年度より文科省によってスクールソーシャルワーカーが学校現場に派遣をされるようになりました。いじめや不登校、暴力行為など、児童生徒をめぐる課題が山積し、問題が深刻化しています。学校現場においては、教師の多忙の中、スクールソーシャルワーカーに寄せられる期待は大きいと思います。スクールソーシャルワーカーの役割は、学校で課題や問題を抱える児童生徒に適切な支援を子供や家族への介入も行います。子供に対する養育者や学校、社会環境からの不適切なかわりへの対処をしたりもします。

私は、ソーシャルワーカーの援助活動の独特の視点や特性は、今後、学校現場には必須のものであると考えます。現在の学校は多くの課題を抱えており、多様な援助を必要としています。今後は、さまざまな専門性を持つ援助者が連携して携わって子供たちを守っていかねばならないと思います。

スクールソーシャルワーカーは、牛久市にとってとても必要な専門家だと思います。不登校、虐待、ネグレクトなど、悩みを抱えている児童生徒、家族に安心して住み続けられるよう手厚い支援体制を築いていくためにも、スクールソーシャルワーカーの設置の考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 不登校や問題行動、児童虐待などの解決に向けて、学校だけの解決は難しいケースが多々ありますので、現在は、こども家庭課を初めとする福祉部局と連携してその対応に当たっているところです。

また、国の動向を見ますと、平成31年度までに全ての中学校区へスクールソーシャルワーカーの配置が目標として示されており、児童生徒の福祉的な問題解決に向けては、学校の教員だけでなく、ソーシャルワーカー等の専門家の力をかりる必要性もますます高まっている状況です。

そこで、教育委員会といたしましては、来年度、教育センターきぼうの広場のスタッフの入れかえがありますので、その中でスクールソーシャルワーカーがいれば、うまく配置していきたいと。そして、児童生徒の福祉的な問題解決をより一層進めていく計画でいます。また、今後は、地域ぐるみで子供たちを支えていくような仕組みづくりも必要と考えていますので、コミュニティ・スクールの推進の中でもそのような考えで進めていければと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ようやくスクールソーシャルワーカーの導入の兆しが見えてきた御答弁でした。悩みを抱えている児童生徒、家族を支援していただけるようなことを期待し、次の質問に入ります。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。

コミュニティ・スクールとは、学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色のある学校づくりを進めていくことですが、それでは、まず、コミュニティ・スクールの先行して実施している「おくのキャンパス」での現状を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置された学校を言います。学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6の規定に基づく法定の協議会であり、平成29年4月の同法の改正では、コミュニティ・スクールの導入は各市町村における努力義務とされ、今後、全ての学校に学校運営協議会が設置される

ことが想定されたところであります。

今日、学校を取り巻く環境は、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援の必要や生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、ますます複雑化しており、こうした課題を解決し、子供たちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者などの適切な支援を得ながら学校運営の改善を図っていく必要があると言われていています。コミュニティ・スクールはこのような課題に対応する仕組みとして、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するためのものです。

学校運営協議会は、学校運営における地域の応援団として、当該学校の校長が持つ学校運営のビジョンを共有し、当該学校の運営の現状や児童生徒が抱える課題などを的確に把握しながら連携・協働して学校運営に当たることとなります。また、そこで協議された内容を実行するときは、その中心となって汗をかく役割も求められます。

牛久市では、この仕組みを平成29年3月1日より、奥野小及び牛久二中、通称「おくのキャンパス」で導入しました。これまで、4回の学校運営協議会が開催され、平成29年度における学校運営の基本方針の承認、それから、おくのふれあい祭りの実施について、そしてオーストラリアのオレンジ市からの中学生の訪問団の受け入れについて、さらに、牛久二中の魅力を高めるための部活動のあり方などについて、さまざまな議題に対して協議がなされています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 地域とともにある学校づくりということですが、それでは、学校運営協議会の委員となる人材の確保をどのように行うのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 人選につきましては、地教行法の第47条の6、第2項の規定により、「その学校の所在する地域の住民」、「その学校に在籍する児童生徒などの保護者」、さらに「社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員など、その学校の運営に資する活動を行う者」及び「その他当該教育委員会が必要と認める者」の中から選任されます。

さらに、牛久市では、法律の「その他当該教育委員会が必要と認める者」について、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則第4条第1項の規定の中で、「学識経験者」や「その学校の校長その他の教職員」と明記し、委員に加わっていただくような仕組みを構築しています。

学校運営協議会の委員の定数については、同規則第4条第3項により20名以内で構築することとなっており、また、その選任方法については、校長先生の推薦を受け、教育委員会が任命または委嘱することとなっております。

「おくのキャンパス」の例では、現在、17名の委員で構成され、その内訳は、学識経験者3名、地域住民が8名、保護者が3名、教職員が2名、地域学校コーディネーターが1名となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 校長先生の推薦を受け、また、教育委員会から任命を受けた運営協議会が20名以内で結成されるということで、この運営協議会の協議された内容については、どのように対応していくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 協議された内容についての対応ですが、コミュニティ・スクールは、学校と地域住民、保護者などが継続的に力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みであり、学校運営協議会では、その学校で今課題となっている事象について、情報を共有しながら、どのような支援が必要かを協議しています。

そして、そこで協議され具体的に必要な支援の内容が決まった後は、地域と学校をつなぐコーディネーター役である地域学校協働活動推進員、牛久市では地域学校コーディネーターと呼んでいますが、その方々を中心に地域の方々に働きかけて学校を支援する活動を具現化させていきます。

なお、支援が必要な内容は、各学校ごとにさまざまでありますので、活動の内容についても一概に言えるものではありませんが、文科省では、学習・部活動の支援、花壇整備、登下校の見守りなどの協働活動や、放課後などの学習支援、職場体験活動や社会奉仕体験活動などを例示しています。

牛久市では、「おくのキャンパス」において、コミュニティ・スクールが導入されておりますので、そこでの事例を御紹介しますと、10月に行われましたオーストラリアのオレンジ市からの中学生訪問団の受け入れに際して、学校運営協議会のメンバーを中心に、オーストラリア・アングリガン・グラマースクールの学校のホームステイ受け入れ委員会を組織して、「おくのキャンパス」の児童生徒とオレンジ市からの中学生訪問団との交流の企画運営に当たりました。奥野生涯学習センターを会場に10月12日には「さよならパーティー」が行われまして、地域ボランティアの方々による手づくりの料理でのおもてなしが行われました。

また、先日、11月14日に行われました第4回目の学校運営協議会では、小規模特認校制度を利用して「おくのキャンパス」へ通学する児童生徒がふえる中で、支援の必要な子供たちへの対応のあり方、こういったものも協議され、長期的には学校運営協議会を中心にした地域の力を活用して支援のあり方を模索しようとする一方で、短期的には必要な人的配置も教育委員会にお願いしていこうというようなことも話し合われました。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、牛久市全体の小中学校に対し学校運営協議会設置に向けての今後の予定を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市のコミュニティ・スクールの導入は、平成29年3月1日の奥野小学校及び牛久第二中学校での導入を皮切りに、平成30年度末までに市内全13校の小中学校において学校運営協議会を設置することを目標に実施しています。

また、導入の手順としましては、まず準備会として「コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げて、コミュニティ・スクールについての理解の促進や目指すべき学校像の共有、学校運営協議会で協議すべき事項の抽出など、導入後の円滑な運営を目的として事前の協議を行います。そして、そのような準備期間を経て、学校運営協議会の設置へ移行するような仕組みで行っています。

現在の「おくのキャンパス」の2校を除く11小中学校における進捗状況は、12月1日現在、岡田小学校、神谷小学校、牛久第一中学校で準備会である推進委員会が立ち上がり、事前の協議が始まっているとともに、牛久第二小学校及び牛久南中学校で推進委員会の委員の人選が終わり、第1回の推進委員会の開催準備を行っているところです。

また、残り6小中学校でも、遅くとも平成30年6月ごろまでには推進委員会の立ち上げができるよう学校側と協議を行っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、特別支援教育体制の強化についてお伺いいたします。

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、また克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

小中学校には特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒とともに、通常の学級にもLD、ADHD、自閉症などの障害のある児童生徒が在籍していることがあり、これらの児童生徒についても障害の状態等に即した適切な指導を行わなければなりません。通常の学級では、障害のある児童生徒に対し、丁寧に個々の実態を把握し、障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う必要があります。学級担任や教科担任が担うだけではなく、必要に応じて校内支援体制の整備も重要であります。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の現状をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の小中学校には、さまざまな障害を抱えた子供たちが在籍して

います。具体的には、人とのコミュニケーションの苦手さや行動にこだわりがある自閉症スペクトラム症、見た文字が読めなかったり、漢字などが覚えられなかったりする学習障害、不注意や衝動的な行動が多い注意欠陥・多動性障害といった発達障害を抱えた子供たちが多くいます。また、ダウン症の子供、50音のタ行やサ行などの発音が不明瞭な言語障害の子供、車椅子を利用している子供がおります。

次年度には、目や手や足などの個別の動きを一緒に行うことが難しい発達性協調運動障害の子供、ネフローゼ症候群や心臓などに病気を抱えた子供、耳が不自由で人工内耳を装着した子供なども市内の学校へ入学する予定になっています。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、一人一人の障害の程度も全く違い、毎日変化する子供たちが十分な教育を受けられるような学びの対応を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） さまざまな障害を抱えた子供たちが通常学級で学びやすいように、前面の黒板周辺の掲示物を減らしたり、学習への見通しが持てるような授業の順序を示した掲示物を張るなど、教室環境も整理しています。

特別支援学級、こちらでは少人数の子供たちに担任が個に応じた丁寧な指導をしています。具体的には、個の特性を理解し、同じような学習を反復したり、おはじきなどの具体物を用いて考えやすくしたりしながら、できることを少しずつふやし、自信をつけさせています。

通常学級にも特別支援教育の対象となる発達障害の子供や自分の気持ちがうまくコントロールできない子供、学習障害を抱えた子供が6.5%、牛久市の児童生徒数に当てはめると約400人近くいるといわれています。そのような多様な子供たちが授業ではペアやグループで互いに支え合いながら一緒に学んでいます。

また、家庭学習においても、一律に同じ課題を出すのではなく、個に応じた対応をしています。例えば書くことが苦手な子供に対しては、少ない文字を丁寧に書くような課題にしています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、教員のスキルアップのための研修について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 国や県の体制の整備が進められて、牛久市でも推進事業として特別支援教育の専門家派遣による研修を継続しています。支援の必要な子供に対して、下妻特別支援学校の先生による授業参観を通して、それぞれの障害に応じた対応や保護者との教育相談の助言のあり方などを指導していただいています。

また、教育委員会では、指導力向上の研修会を年2回実施しています。

1回目は、茨城大学の新井先生を招いて、障害者の特性に応じた授業づくりを研修しました。ここでは、1つの答えを求めるような授業から、たくさんの答えのあるような授業づくりの大切さを学びました。先生方もグループになって「縄文時代のグルメメニューを考えよう」といった授業をやりました。

2回目は、NPO法人の高山先生を講師に、障害のある子供たちに適した教材の紹介をしていただきました。その一つは、囲碁ゲームです。この教材は、数の概念を獲得できるだけでなく、先の見通しを持つ力も獲得できるというように、2つの能力を獲得できるものです。

そのほかにも、県の指導力向上研修会に各校の特別支援の先生が参加しています。筑波大学の安藤先生から、課題や作業に一人でも取り組みやすいようにパーティションなどを使った場の工夫、スケジュールや課題の経過が見てわかる学習環境の工夫、卵のパックや空き箱などの身近なものを利用した教材、教具づくりのポイントなども学びました。授業デザインの考え方や具体的な実践からグループで話し合ったことを各校内で共有し、授業での実践に役立てています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、接続期におけることなんですけれども、幼稚園や保育園でできていたことが小学校に入るとできなくなってしまうたり、小学校の中では幼稚園や保育園の生活がどうだったんだろうと不安を思わせる学習態度や生活態度で戸惑う場面に教員も戸惑いを示すときがあると思います。また、障害の診断はないが、コミュニケーション面で気になる子供たちもおります。接続期における幼・保・小の連携、小・中の連携は非常に大切であり、丁寧に行わなければなりません。

接続期における連携について、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、平成17年度から保幼小連携推進事業によって、幼児期から小学校への円滑な接続を目指してきました。市内24の公立と私立の幼稚園や保育園で専門的なカウンセラーを年間5回計画的に派遣し、特別な支援が必要な幼児や悩みを抱えている保護者のための相談活動を行っています。相談件数は年々ふえています、専門家による見取りを丁寧に行い、配慮を要する幼児の早期発見、対応、情報の共有に努めています。

発達支援センターのぞみ園では、就学前の子供たちに必要な支援や検査を実施したり、教育委員会と連携して保護者との個別の就学に向けた相談を行ったりしています。ここで得た情報や各小学校での就学時健診での検査の結果などをもとに、特別な支援が必要な子供のための就学支援会議を各小学校で実施しています。その後、支援が必要な子供たちのために保護者の理

解を得て小学校への接続を図っています。

小学校から中学校への接続においては、きぼうの広場との連携を図り、発達障害等が疑われる子供の検査や保護者との面談を行っています。校内や市の教育支援委員会の判断を参考にし、特別支援学校や特別支援学級の必要性を話し合っています。また、中学校の特別支援学級担任が小学校の授業参観を行い、支援学級担任同士で話し合いをすることによって子供の情報を共有しています。さらに、支援学級で学ぶ子供と保護者が中学校の支援学級の授業参観をしたり、進学後も個に応じた支援が継続できるように事前に相談を行ったり、保護者や子供の進学への不安を和らげるための支援に努めています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、一人一人に応じた指導、支援が必要ということであり、その意味からも、学習環境の整備とともに個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が欠かせません。県は作成率を調査したところ、9割の小中学校で作成は進んでいるようですが、活用に至っては学校間の格差があると伺いました。支援が必要な子供たちをどこまで成長させていくか、計画を持ってゴールをつくって指導をしていかなくては具体的な支援が見えてこないと思います。

市として個別の教育支援計画や指導計画は作成されていますでしょうか。また、活用はどのようにされているか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 発達障害のある児童生徒への支援について平成17年4月の国による通知により、「小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること」とされました。

市では特別支援学級の子供だけでなく、通常学級内でも特に支援が必要な子供において、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成しています。作成した個別の教育支援計画は園から学校への就学時や、小学校から中学校への進学時に引き継いでいます。これにより、小学校でうまくいかなかった支援を中学校で繰り返すことなく、うまくいった支援を継続することができ、個に応じたよりよい情報として役立っています。

今後も一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを目指し、特別な支援が必要な子供たちを「問題のある子」として捉えるのではなく、「問題を抱えている子」との理解に基づいた支援ができるように、国や県の事業と連携しながら特別支援教育体制を強化していきたいと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、個々に対応した学習環境や支援計画等の整備以外にも人員の確保が必要であります。現場の声としては、グリーゾーンの取り出しをしたいけれども、人が足りないと声が上がっております。また、特別支援学級に通っている保護者の方からも、ほかの市町村のほうが手厚い支援だと言われました。そこは人員確保だと、それぞれの声が上がっております。

そこで、人員の整備として、スクールアシスタントの増員への考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ある学校の先生方は、校内研修ということでお互いに授業を見合う機会をたくさんつくって学んでいます。その間、実は教室が自習になるので、地区社協の皆さんにその見守りをするという機会を多く持っています。最初は、地区社協の年配の方々が子供たちを見ているだけでしたけれども、2回目に行ってみると、その年配の方々が子供たちのグループに入って一緒に勉強したり、子供たちに教えたりしている姿がありました。その方々は、実は毎朝登下校の見守りをしたり、昔遊びで子供たちにめんこやビー玉を教えたり、「ぼうさい探検隊」といって地域の防災の探検を一緒に回っているような方々でした。その方々に聞くと、「俺たちは自分の子育てのころは、仕事が忙しくて満足にできなかったので、この子供たちを自分の子供だと思って楽しくやっているんだよ」というお話を聞きました。ああ、子供たちというのは地域の人を元気にするし、地域の人たちも学校に入ってそうやって楽しくやっていたらいいんだと思うと、この子供たちは、10年後、15年後はきっと市役所に入ったり、地域で事業を起こしたりするような人だと思うと、牛久のまちづくりの将来の人を地域の方々が育てているんだと、とってもいい思いがしまして、これがコミュニティ・スクールというような形になっていけばなと思っていますので、一時は、スクールアシスタントという形で補助が必要かもしれませんが、大きくは地域総ぐるみで子供たちを支えるような仕組みの中でそういったものが実現していければなと感じています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 教育長の地域に開かれた学校の思いを聞かせていただきました。

次に、市立中央図書館について伺います。

図書館の役割は、その地域の知識の泉と言われ、誰にとっても身近な存在であります。図書館は、地域の人たちの交流の場であったり、文化活動の場であったりと、その機能はますます多様化しています。中央図書館においても、市民の居場所として、子供の居場所として、御尽力されているところは承知しているところであります。

今回、再度質問させていただきますが、居場所カフェの設置に向けての進捗状況をお伺い

たします。あれから1年がたちましたので、前向きな御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 図書館カフェの設置に向けた進捗状況ということでお答えいたします。

近年、レストランやカフェを併設する図書館がふえまして、図書館の新たなサービスとなりつつあります。実際に図書館や中央生涯学習センター利用者からも飲食物の販売、あるいは屋外トイレの設置に対する要望が多く寄せられているところであります。

このようなことから、図書館といたしましては、市内全体の公共施設における飲食店の整備に関する考え方あるいは予算の確保、採算性や経営の主体をどうするかなど、さまざまな課題を洗い出しをいたしまして、設置に向けた検討を進めているところでございます。今年度におきましては、市内にもカフェを実際に出店している大手企業数社、あるいは飲食物を販売している市内の福祉団体などに出向きまして、図書館カフェの設置に向けた協議を行ってまいってきたところであります。実際にカフェを設置し運営するとなりますと、初期投資はもちろんのこと、ランニングコスト、あるいは採算性も大きな課題となつてまいりまして、設置後の経営を確かなものにしていくことが何よりも重要なことと考えております。

今後も、このような視点を重視しまして、図書館カフェの実現を目指してさらなる検討と協議を進めてまいりますので、ぜひ御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 私が平成28年第3回の質問の際に、図書館に喫茶店の設置をについて取り上げたところ、市長からの答弁で、前向きに、市長御自身もカフェ設置や外トイレの要望をいただいておりますというお話でした。この1年間調査をしてきたとのことで課題も見えてきたとのことですが、それでは、市長にお伺いします。

どのくらいを目安に実施していこうとお考えなのか伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も図書館カフェ設置については、非常にこれからの、私は図書館でも、前回も言ったように、今までの図書館ではない。図書館にはいろいろな、学校の人と距離を置きたい人が来たり、そして、コミュニティーの場所も図書館でいいのかな。そんなコミュニティーをつくるためには、やっぱりそういうカフェという、そういうものもこれから牛久の新しいまちづくりの発信にもなるのかなという気持ちで提案してまいりました。また、そのとき、ちょうど、先ほど言ったように、外部のトイレ1棟つくと約3,000万円近くかかりますけれども、図書館にトイレを併設することによって約1,000万円ぐらいにコストダウンできるという数字もございます。そういう観点からも、私はこれにとって、牛久に対しても大

きな有益な施設であるかなと思っています。

ただ、私、今、中学校、そして武道館、幼稚園などを進めてまいりまして、非常に市民の方からも、そういうものをつくって本当に財政はどうなのかという意見があるのも実際でございます。ですから、もう少し経済の、予算の実体をつくるためにももう少し塩漬けの土地を、去年も塩漬けの土地が5,000万円で予定していますが、約8,000万円処分できました。ですから、ことしもそれに向けて、もう少し塩漬けの土地を処分しながら、そして、確実に予算を皆さんに提示できるような、そして、なおかつランニングコストもしっかりと考えて、できるようなことも、感覚を持つことも必要と思います。ですから、私も早くつくりたいんですが、そのような時期に、もうちょっと時間をいただきたいと思いますので、私もそれに向けて鋭意努力しますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 市長から、早くつくりたいとの思いがあるということを受けとめ、次に進みます。

次に、図書館は目的もなくふらっと出かけ、誰にも干渉されずに過ごせるのが図書館の強みであります。また、医療や介護、福祉に提供する地域包括ケアシステムの中で、図書館も社会資源の一つと考えます。認知症の人のための図書館サービスガイドラインを国際図書館連盟が公表した中に、読み物や音楽は記憶の刺激に役立ち、同時に喜びや楽しみも提供するとあります。認知症を初め、情報を得にくい人への配慮を手厚くしようという動きがあります。

筑波大学の呑海教授は、「通いなれた利用者は、本の手触りやにおいだけでも心が落ちつきます。自分の居場所だと思ってもらえるよう、認知症の利用者が刺激を受けたり、役割を果たしたりできる機会を図書館が提供できるといい」と、言われております。

今回、私が提案したいのは、認知症の人に優しい本棚のコーナーの設置であります。

通常は福祉、法律、文学などの棚にばらばらに置かれている介護本や体験などを1カ所に集めるというコーナーであります。実際にコーナーを設けている川崎市立宮前図書館へ行ってみました。担当課からは、コーナーを設けたことで貸し出しが急にふえ、まずは必要としている人が多いという実感を受けたそうです。また、平日の日中は高齢者の利用が多い中、認知症と思われる利用者も少なくないようで、家族の方とコーナーに立ちどまり、今回お持ちしたんですが、「はじめてみよう老人ケアに紙芝居」、このような、これは「お茶にしましょう」なんですけれども、「黄金バット」とか「金色夜叉」、昔の紙芝居が置かれてありました。紙芝居や絵本を借りていかれるそうです。

牛久市においても、認知症の人に優しい小さな本棚コーナーを設置し、情報を提供したらどうかと考えますが、御見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 「認知症の人にやさしい本棚」の設置についてお答えします。

川崎市では、認知症になっても生き生きと暮らし続けるまちづくりを目指し、図書館の場や機能を活用して認知症の人やその家族の課題解決を図るプロジェクトを推進しております。特に宮前図書館においては、「認知症の人にやさしい小さな本棚コーナー」を設置し、図書館の特質を生かした認知症対策に取り組んでいるところでございます。

一方、筑波大学の知的コミュニティ基盤研究センターが事務局の超高齢社会と図書館研究会から、去る10月に「認知症にやさしい図書館ガイドライン」が発行されました。それによりますと、日本における認知症者数は約462万人で、高齢者の7人に1人が認知症であり、2025年には5人に1人と、おおよそ700万人に達すると推計されます。図書館において、認知症に対する啓発や認知症の人や家族への支援の充実が求められているところでございます。

このような中、去る10月に茨城県図書館協会主催の認知症に関する研修会が牛久市立中央図書館を会場に開催されました。図書館職員が認知症への理解を深めることでございますが、藤田議員の御提案のとおり、「認知症の人にやさしい本棚コーナー」につきましても、その必要性を鑑み、今年度中には専用のコーナーを設置し、認知症に関する情報発信の強化を図るとともに、職員の認知症の理解と認識の習得を図るため、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターの一つのあかしであるオレンジリングの取得を進めてまいりたいと考えております。

図書館だと、今まで司書、司書補とございます。本に属する職員でございますが、やはり、これからの我々の目的というのは、いろいろな図書館の司書であっても、認知症とかいろいろなものに対応できる感覚を持たなければいけないと考えております。

そして、本というのは、絵でもそうなんですが、私たちの大きな想像、また、癒やしをくれるものでございます。そういう場にするためにも、やはりこういう認知症、そして市民に対するいろいろな情報発信の場であっても、これからは、そういう場所が図書館に求められている姿というか、ニーズなのかと私は思っております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今年度中にコーナーを新設していくということで、大変うれしく思います。

さらには、認知症サポーター養成講座を実施されサポーターを目指していくということで、まさに図書館のあり方として、図書館を通じて福祉につなげる時代になってきたと私は思います。さらなる市民へのサービス充実を期待いたしまして、次に移ります。

次に、肝炎ウイルス陽性者への対応であります。

肝炎とは、肝臓の細胞に炎症が起こり肝細胞が壊れる病態であります。原因として、ウイルス、アルコール、自己免疫等がありますが、日本においてはB型肝炎ウイルス、あるいはC型肝炎ウイルスの感染による肝炎がその多くを占めております。慢性肝炎ウイルス感染者は日本で210万人から280万人いると推測されています。また、肝炎ウイルスに感染している人は、40歳以上の方が9割以上を占めていますが、最近では、ピアスをあけるなどして若い人のB型肝炎も増加しています。肝炎ウイルスに感染していることで、肝硬変、肝臓がんに移行してしまう場合があります。それらを未然に防ぐためには、肝炎ウイルスに感染していることを本人自身が知ることが重要であります。

国は、昨年6月30日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正し、肝炎の検査体制の強化と陽性者への受診促進の強化を進めようとしています。

そこで、肝炎ウイルス検査受診状況として、検査実施人数及び検査を受けた方で肝炎ウイルス陽性者となった人数の推移と、陽性者になった方への対応はどのようになっているのか。また、これは県が作成しておりますが、この県作成のパンフレットの有効活用を含め、市の陽性者へのフォローアップ体制について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 肝炎ウイルス検査は、平成14年の厚生労働省通知「特定感染症検査事業について」と、同年施行の「茨城県肝炎ウイルス検査実施要綱」により市町村で開始されております。

当市においても平成14年度より、40歳以上5歳区切りの節目年齢を対象に無料でB型肝炎ウイルス検査とC型肝炎ウイルス検査を開始しております。平成19年以降は、40歳以上の検査未実施者を対象に継続して実施し、平成14年度から平成28年度までの検査実施者数は合計1万2,414名となっております。平成26年度から平成28年度の検査実績は、合計2,269名で、そのうち陽性者は、B型肝炎10名、C型肝炎6名となっております。

陽性者へのフォローアップに関しましては、開始当初から、通常の健診結果の事後指導と同様に、結果説明と受診勧奨を実施しておりました。平成26年の厚生労働省通知「ウイルス型肝炎患者等の重症化予防推進事業について」と同年施行の「茨城県肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業実施要綱」の告示により、当市では、肝炎ウイルス検査陽性者に対し保健師が面談や電話、訪問にて結果を説明し、医療機関受診勧奨をさらに強化しております。具体的には、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に同意しますと、茨城県肝炎検査費助成制度が利用でき、その後の継続受診の確認を毎年1回、市が実施することとなっております。

今後も、受診しやすい検査体制の整備と陽性者への丁寧な説明を徹底するとともに、陽性者

への受診勧奨については、茨城県作成のパンフレット等を有効に活用し、スムーズに医療機関受診につながるよう個別のフォローアップを強化してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、検査の重要性の周知についてであります。

C型慢性肝炎は、C型肝炎ウイルスの感染により肝臓に炎症が起き肝臓の細胞が壊れていく病気で、日本では毎年約3万人の方が肝がんで亡くなっていますが、その65%にC型慢性肝炎が関係しています。

現在、C型慢性肝炎の治療法は進歩しており、早期に発見し適切な治療を行えば肝がんの炎症を防ぐことができるようになってきました。より多くの方が肝炎ウイルス検査を受けていただくため、肝炎ウイルスの重要性について、周知をどのように行っているのか。また、今後どのように周知していくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 肝炎ウイルス検査の重要性を周知し検査未実施者に検査を受けていただくことは、肝炎ウイルスの感染予防と感染による肝硬変や肝がんに予防するためには非常に重要と考えております。

肝炎ウイルス検査の実施の有無は、市の検査を利用した場合には確認できますが、医療の中でも実施がされているため、検査未実施者を把握することは困難な状況となっております。そのため、検査を実施していることについては、現在、他の健診の受診勧奨とあわせて、毎年3月に全戸配布している「すこやか」、広報うしく、市ホームページ、個別通知にて周知を行っております。

平成28年度より集団健診が予約制となり、予約の際に肝炎ウイルス検査の実施の有無の確認と未検査者への受診勧奨を実施いたしました。その結果、検査実施者数は1,750人で、前年度の7倍に増加しております。

今後も継続的に肝炎ウイルス検査の重要性と検査実施方法を広く周知し、早期発見による感染予防と重症化予防を図ってまいりますとございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、県道土浦竜ヶ崎線との交差点から福祉センターに向かう歩道整備について伺います。

この歩道の一部工事が平成26年時点で300メートル完了いたしました。その後、高齢者の自転車走行、車のスピード等で危険な道路であり、住民からいち早く安全対策をしてほしいとの要望が届いております。

私自身も自転車で実際に走行いたしました。白線は若干残っておりますが、山林からの土や

草などが歩道のところにこぼれてきており、それらを避けるために車道に出ないと走れないような状況でした。後ろからはクラクションを鳴らされたりと、とても危険な思いもしました。

歩道整備が全部完了するまで約1キロ残っております。歩道整備の進捗状況について、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

県道土浦竜ヶ崎線より福祉センター間の市道2990号線、通称カントリーラインの歩道整備についてでございますが、平成26年度に県道との交差点より約300メートル区間の整備が国からの交付金を得て一部事業が完了しております。

完了箇所より福祉センターまでの残り1キロメートル区間の整備につきましては、引き続き、国からの交付金を得て事業を継続する予定でございましたが、交付金の制度変更などによりまして、採択されず現在に至っている状況でございます。

この整備事業につきましては、交通量が比較的多く、沿線には総合福祉センターもあることから、歩道整備の必要性は高いものと認識しております。しかしながら、事業の実施に当たりましては、延長も長く、多額の事業費が必要なことから、交付金を得ての事業展開が必要不可欠であると考えております。

今後も引き続き、交付金を得て整備が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 交付金を得るまでの、その間、危険なまま通行させるわけにはいきません。今できる対策はないか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 今できる安全対策ということでございます。

現在の道路幅員を有効に使用するため、御指摘のありました土砂の清掃だとか、道路際の草刈り等をしっかり行くとともに、安全喚起の看板の設置や、今、やっぱり議員のほうから御指摘のあった、ちょっと薄れてしまった外側線とか、路面表示によるそういうもののやり直しということで、運転者に対して注意喚起を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、早急に対策のほうをよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時16分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番甲斐徳之助君。

〔4番甲斐徳之助君登壇〕

○4番（甲斐徳之助君） 皆様、こんにちは。雄徳クラブ、甲斐徳之助です。

前回に引き続き、市民の皆様の声をお届けすること、そして、正確な情報が欲しい、知りたいとの声にあわせ活動しております。よろしく申し上げます。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。全体で大きく分けて3項目の質問をいたします。

まず、市内活性化に向けた観光戦略についての質問をいたします。

今国策としても取り組んでいる観光戦略は、今後の財源確保や並びに人口増加を目指していくまちづくりの手法の一環として取り組んでいかななくてはならないものであると認識されているところではあると思います。

私は、過去の一般質問の平成28年第1回定例会において、自主財源の確保という形で触れさせていただき、執行部の皆様よりは前向きな回答をいただきました。それは広域的な観点での交流人口をふやして牛久のイメージを上げていき、少しでも定住人口をふやしていくとの御答弁をいただいております。

さらには、牛久市第3次総合計画内第5章第3節でも、個性と魅力あふれる商業の育成と地域経済を支える工業、観光の振興とあります。中でも、4点、「多様な連携による観光まちづくりを推進する」、「地域の観光資源を磨き上げ活用する」、「観光客に訪れてもらう仕組みをつくる」、「市の魅力を知ってもらう」の4点に絞り、進捗、効果、今後の本気度をお伺いしたいと思います。

1点目といたしまして、これまでの主な事業、PR活動はどのように取り組んでこられたのか、お尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） これまで進めてきている事業についてお答えいたします。

観光に関する取り組みにつきまして、まず筆頭に挙げられるのは、かっぱ祭りの開催です。牛久市最大のこのイベントには2日間で20万人の人出があり、市外からも多くの方々に御来場いただき、牛久市の魅力を存分に味わっていただいております。また、茨城県及びJRとの

協力により、市内の観光ルートを企画し、募集をかけ、市外の方々に牛久市を周遊していただく「よいとこプラン」と銘打ったツアーを毎年実施しており、好評を得ております。県主催の観光キャンペーンにも積極的に参加し、牛久市のPRに努めております。ことしはこれまでに上野駅や横浜駅を初め、千葉や埼玉などの県外のキャンペーンにも数多く参加いたしました。

さらに、県と協力しての広域的な取り組みとしては、外国人観光客の誘客を図るための事業の一つとして、海外の旅行会社のツアープランに組み込んでもらうことやPRしてもらうことを目的に、海外のメディアやブロッガー、旅行会社などを茨城県に招いて下見をしていただくツアー、いわゆる「ファミツアー」を茨城県の主催で行っています。昨年度、牛久市が組み込まれたファミツアーは20ツアーあり、牛久大仏や牛久シャトーをPRいたしました。また、ツアーのスケジュールに合わせて牛久大仏や牛久シャトーにお越しいただくタイミングで歓迎の意を表すためのお出迎えなども行いました。

そのほか、観光パンフレットの作成、常磐道のサービスエリアで配布されるマップの作成、観光情報の配信など、多くの方々に牛久市の魅力を知っていただくためのPRに努めております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 募集ツアーないしは外国人を対象とした、旅行者を対象としたファミツアーということで、よくわかりました。ここを後でちょっと取り上げたいと思います。

次の質問です。

以前の御回答の中で、広域的に他市町村と連携していくとありました。その辺の具体的な成果と進捗も確認させていただきます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 近隣市町村との連携につきましては、まず、圏央道開通を契機とした観光政策や交流の活性化に向けて、県内の圏央道沿線13市町村と連携して取り組みを進めているところでございます。これまで圏央道沿線13市町村の魅力を満載したパンフレットの作成や、「いばらき圏央道沿線ナビ」という名称のホームページにより情報の発信に努めてまいりました。当該ホームページには、沿線地域の名所や施設を圏央道を利用して周遊するモデルコースが6コース示されているほか、「遊ぶ」・「学ぶ」・「味わう」・「買う」・「見る」・「泊まる」・「イベント」とカテゴリーごとに情報がまとめられており、さまざまな観光コースを組み立て楽しんでいただくことができます。

これらの成果につきましては、牛久市の観光客数の増加が示しております。平成28年度の牛久市の観光客数は121万2,718人でした。5年前の平成23年度は89万3,225人で、約36%の増となっています。

次に、牛久沼周辺市町村との連携につきましては、龍ヶ崎市の道の駅の整備を契機として、牛久沼を活用して周辺地域の活性化を図ろうと、龍ヶ崎市からの呼びかけにより、ことし7月、「牛久沼周辺首長会議」が発足されました。この会議は、「豊かな自然が残る貴重な地域資源である牛久沼を活用し、周辺地域の魅力向上、交流人口の拡充や地域経済の活性化を図る広域的なまちづくりを推進すること」を目的としています。今後は第1回の首長会議で出された、レジャー面での水上スキー、ジェットスキー、水陸両用バスなどの水面利用、アウトドアの拠点にするなどの中の島の活用、スポーツ面でのトライアスロンの開催、マラソンコース、サイクリングコースの整備などの意見に基づき、牛久沼周辺の6市町の連携によりさまざまな取り組みが図られるものと期待しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 広域的な活動内容はよくわかりました。町村連携を含めて、引き続きよろしくをお願いします。

その中で、具体的に牛久市内での活性化につながる観光活動といたしますか、その辺はどのようになっているのか、具体的に細かく御説明いただければと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 今後、観光事業をどう進めていくのかにつきましては、これまでの取り組みをさらに充実させることで、牛久市のファンの獲得を図り、さらなる交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

さらに、市民が牛久市に愛着を持てるような取り組みを進めていく必要があると考えております。そうすることで、牛久市に愛着を持つ「市民の牛久じまん」が市外の牛久ファンを獲得し、牛久ファンからの評価で市民の愛着がさらに高まるという好循環が生まれます。これからは牛久市への愛着の醸成と牛久ファンの獲得を目指してまいります。

具体的には、現在、商工会青年部において観光振興事業計画で掲げられている「ワインと食」を牛久市の魅力ある地域資源として磨き上げるため、ワインに合うピザの開発を進めており、その活動を支援してまいります。ことし2月、商工会青年部主催のピザフェスが開催され、市内外から7,000人という多くの方々にお越しいただきました。商工会青年部では、今年度、それをさらに進化させ、牛久市独自の新しいピザの開発に取り組んでいるところです。

牛久市に愛着を持つ若い方々の集まりである商工会青年部を支援することで、それが核となり市民に広がっていくこと、そして市外にも広がり、牛久市のファンがふえていくことを期待しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 商工会青年部のピザの支援というところで、ちょっと掘り下げてお

話しさせていただきたいと思うんですが、私自身も商工会青年部のOBであり、活動内容は把握しています。私が現役のときから、当時、ワインに合うグルメ、B級グルメ等がないかという形で始まったのをよく覚えているんですけども、そのときにはピザ生地を開発して市内の飲食店に置いてもらい、ないしは購入していただいて、どこでもピザを取り扱って食べられるようにするというのが目標で、たしか、やったのをよく覚えているんですけども。そのような活動をしていくと資金等が重なってしまって、今現在、青年部の皆さんがイベントが主になっているんです。

そんなところで、先ほどの答弁ですと、開発を進めているというふうな話を聞いたので、うれしく思っているんですが、その辺の支援というのは、具体的に金銭とか、そういったその辺の支援をしていくということなのかどうなのか、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 牛久市では、これまで商工会に対しまして、人的、財政的な支援を行っておりまして、今回のこの件に関しましては、青年部の親会であります商工会と協議しまして、費用対効果等を見ながら支援の形を考えてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） わかりました。具体的な支援はこれからということで、よろしくお願いたします。

次の質問に移りたいと思います。

観光という事業を行政の収入として計上していくには大変なことだと思われま。そこで、民間事業者などとの連携が私は大変重要だと思っておりますが、官民での連携状況について少しお伺いしたいと思います。

まずは、既にある観光協会の実態について御質問させてください。観光協会の活動内容、活動資金等をお示しいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 牛久市観光協会は、現在、市内外の128事業所が会員となっており、事務局は商工観光課の職員が担当しております。活動内容といたしましては、県内外の観光キャンペーンでの牛久市のPRや特産品の紹介、市内外でのさまざまなイベントでの観光協会加盟店舗による特産品の販売、市民に募集をかけた牛久市にゆかりのある場所をめぐる観光めぐりや、市内観光ルートを周遊する「よいとこプラン」の実施、健康ウォークやシティマラソンなど市のイベントへの協賛、観光パンフレットの作成、ポータルサイトの運営などが挙げられます。また、稀勢の里関を応援するため応援用ののぼり旗を作製し、観光協

会に加盟する事業所に配布するなども行っております。活動資金は、会員からの会費、市からの補助金、ポータルサイト会員のサーバー使用料であり、平成29年度の予算額は1,160万円になります。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

ここまで、大体答弁内容をお聞きしてきますと、意外と対内的な市民向きの事業が大変多く感じます。後で触れますが、もっと外部に向けられて発信・誘客をすべきと私は考えておりますが、その次の質問につながっていくんですけども、稼ぐ観光地経営として、茨城県内でも地域が一体となって観光をマネジメントする日本版DMOの設立が各地域で急がれています。観光事業を点から線へとつなぐ組織として取り組む自治体も多くふえてきています。先ほど、御説明をいただきました観光協会ないしは自治体、皆様の御指導ないしみずからの取り組みをどうお考えになっているか、お示しいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 日本版DMOについてお答えいたします。

甲斐議員が御質問の中で触れられました牛久市第3次総合計画第5章第3節の「多様な連携による観光まちづくりを推進する」の施策に重点的に取り組む事項として位置づけられている市民と民間企業、行政の連携による観光を軸としたまちづくりの推進は、その最終形として、まさしく日本版DMOの設立によって実行されるものであると認識しております。

しかしながら、個別計画である観光振興事業計画にもありますように、まずは「官民協働コミュニティ」を設立し、官民の話し合いの場づくりから始め、段階を経て、将来的には、議員御提案のDMOに発展させていきたいと考えております。現時点では、行政主導による観光振興に対する機運の醸成を図りながら段階を踏んで進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ぜひ、段階を踏んで前向きに進めてください。よろしく願いいたします。

関連になります。次の質問でございますが、今のDMOなんかはほかの地域に先駆けて取り組んでいくことに大変意味があると感じています。私のほうで何度か議会のほうで発言させていただいております成田空港の利用客やその辺の誘客とか、インバウンドツアーなどの方々をオリンピックの開催時期までに好景気の中、牛久市を認知していただくことが肝要であると思いますので、あわせてお願いします。

また、着地型の旅行という名の牛久市を売るツアーを実施するに当たり、旅行業の免許を自

治体で取得してみてもいいと思いますが、また、観光協会、そちらのほうの団体さんで取得してはいいと思いますが、その辺はどのように考えますか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 先ほど御答弁した中で、茨城県及びJRとの協力によって市内の観光ルートを企画し、募集をかけ、市外の方々に牛久市を周遊していただく「よいとこプラン」というツアーを実施していると申し上げましたが、このツアーは、旅行業の登録がある茨城県のいばらきツアーオフィスが企画・販売しているものでございます。このツアーは毎年秋に実施しておりまして、牛久シャトー、牛久大仏、リンゴ狩り、みそづくり体験、淡水真珠のアクセサリ製作体験、市内店舗での昼食と、まさしく牛久市のゴールデンルートを観光バスでめぐるツアーとなっています。同じように、市内を周遊する体験ツアーを県内各市町村でも企画していますが、牛久市のツアーは人気ですぐに満員となります。このツアーは、市外の方々に牛久市の魅力体験していただき、このツアーをきっかけとして、また牛久市にお越しいただくことを目的に実施していることから、参加者の負担額は実際の経費の半分以下で、残りの経費は観光協会が負担しております。そのため、費用の面から年1回の実施となっておりますが、このようなツアーを実施することでリピーターをふやす取り組みを続けてまいりたいと考えています。

また、議員御提案の旅行業の登録をすることで旅行会社を通さずにツアーを企画・販売できるようにはなりますが、現時点で採算の合う旅行プランを企画するのは難しいと認識しておりまして、旅行業の登録をすることはまだ考えておりません。将来的にDMOが設立された段階においては、当然ながら旅行業の登録が必要となってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 旅行業の登録はやらないということでしたけれども、採算のとれない事業はつくれないということでありました。私は、ちょっと個人的なんですけれども、採算のとれる仕組みをよく知っております。ぜひ、その辺を皆さんとともに取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ、今後、検討の余地に入れていただければと思います。現段階ではないということで、県のツアー、県の観光物産課がやっているところも旅行業をやって、逆に県のほうで牛久全域を売っていますので、これは牛久を知っていただくチャンスだと思いますし、その辺は牛久のほうも検討していただければと思います。

次の質問に移ります。観光資源を磨き上げるものとして、牛久シャトーの日本遺産への取り組みを行っているところは皆様がよく御存じだと思います。その中で、きのう、同僚議員の質問もありましたが、大事な観光資源として、町なかにな人の流れを呼べる立地条件のよい観光資

源と考えますが、現行の日本遺産登録への進捗状況はどのようになっていますか。その辺をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 昨日の池辺議員の一般質問にも御答弁をさせていただいたわけですが、現在、当市は山梨県甲州市と連携し、「日本の近代化とワイン文化」をテーマに日本遺産認定を目指しているところでございます。

現在は、平成30年、来年2月の申請に向け、内容を最終的に詰めているというところでございます。また、日本遺産認定の機運を盛り上げるために、牛久市と甲州市の文化・産業等を機軸とした交流を積極的に行っております。日本遺産認定の結果は、平成30年4月末に出る予定だというふうに聞いております。

なお、日本遺産に認定された後の活用事業といたしまして、ワイン文化の次世代への継承を目的とした文化財保存活用事業、地域ブランドとしての魅力を広く発信する周知事業、訪日外国人観光客の取り込みを目的とし、圏央道開通並びに日本遺産を契機とした成田空港・牛久市・甲州市・羽田空港の新たな経済と観光ルートを創出するインバウンド対策などを現段階では想定をしているところでございます。こうした日本遺産活用事業につきましては、観光客増加に伴う地域経済の活性化につながるものと考えております。

既に、庁内では関連する政策企画課、商工観光課、都市計画課と協議を始めております。牛久市、牛久市教育委員会、牛久市商工会、牛久青年会議所、牛久市文化財保護審議会、牛久シャトーが連携して事業を推進するためのワイン文化日本遺産認定推進協議会も立ち上げました。

以上のように、牛久市が一丸となり進めておりますので、議員の皆様の一層の御協力、御支援をお願いを申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

描きます観光を産業として考えるならば、牛久においてはシャトーの重要性というのはすごく高いと私は思っているんですよ。というのは、町なかに、立地がすごくいいこともあります。その中で、シャトーの重要性が観光の中であるなどと思う中で、今、御答弁をお聞きしていたら、審議会というのは牛久の団体さんばかりだったんですね。その中で、日本遺産登録はシリアル型で甲州市がキーワードになってくると思うんですけども、今回のシリアル型の登録申請ですと。それで、現行、日本遺産登録に向けて、甲州市との連携状況というのを具体的にちょっと細かくお聞きして、何か、きのう、市長も答弁でお話しされていましたが、山梨県のほうが少し別の動きをしている気配があるという話も聞いていますので、その辺、もうちょっとお聞きできればと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

甲州市との連携ということで、きのうも市長のほうから答弁がありましたように、甲州市さんのほうからは、商工会さんとかいろいろな団体さんが牛久市に訪れて、特にシャトーなどを見学をされて帰ったということがございます。当市からはどうかといいますと、先月でしたか、観光ツアーを設けたり、また、来年2月には区長会の研修旅行、それと、そのほかにもそういう甲州市へ向けた観光ツアーなども現在計画をしているというふうに伺っております。

そういった中で、両市の文化・産業、両方、交流を進めて、ともに日本遺産を目指すという中で交流を進めていきたいということで、現在、さまざまな活動に取り組んでいるというところでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ぜひ、最初は、日本遺産登録を目指すことで観光PRにもなるんじゃないかなという話で同僚議員が御提案されたのもありましたけれども、こういう取り組みもここまで来ると、皆様の本気度の中でぜひ登録を認定受けられるよう御尽力いただいて、その辺はよろしく願いますということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

ここまで御答弁をお聞きしていきますと、ますます観光の戦略を進めていく上で何が求められているのか実感してきたところであります。観光戦略、PR部門と観光事業の実施背景は切っても切れないものと認識し、少し戻ってしまいますけれども、次の質問でありまして、現行、商工観光課の業務内容が、お伺いしたとおり、多忙でございまして、PRに手をかけていくのが大変じゃないかなと感じているんですけれども、今後、商工観光課を地域の企業ないし商工会との連携、または経営指導、よく御質問に上る企業誘致等の事業に一貫して注力していただいて、シティプロモーションなどを担当されている広報戦略と絡めて観光戦略部門を外向的な部分で請け負って担当されてみてはと考えますが、執行部の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 現在、広報政策課では、広報広聴、シティプロモーション業務を体系的かつ効果的に実施するため、広報広聴戦略プランの策定作業を進めております。戦略プランでは、シティプロモーションに関する取り組みといたしまして、各課の事業との連携強化による市内のシティプロモーション体制の構築や関係機関・団体との連携によるイベント等の事業の展開といった内容を盛り込む予定となっております。観光分野におきましては、広報政策課におきまして商工観光課を初め市内関係課や商工会と連携いたしまして、観光PR動画や観光PR冊子の作成を行っております。

今後も、観光戦略やシティプロモーションが効果的に実施できるよう環境整備に努めてまいります。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 今の御答弁だと、ちょっと私、理解が難しく、各課連携して広報政策課に集約していくという考え方でよろしいんですか。

○議長（板倉 香君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） ただいま総務部長のほうから答弁させていただきましたとおり、現在、広報政策課では、広報広聴戦略プラン、また、シティプロモーションの戦略プランが策定中でありまして、そのシティプロモーション戦略プランの目的の一つに交流人口の増加があります。これは当市の観光客をふやすことはもちろんでございますけれども、それだけではなく、通勤・通学、また、買い物、文化鑑賞、レジャー、スポーツ、習い事など、人口をふやすことを目的としておりまして、そのための情報発信をさまざまなツールを活用し積極的に行うこととしております。

これらのことに対しまして、担当課がどこということではなくて、全庁的に行うべき課題であると考えておりますので、今後も引き続き積極的にオール牛久で取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 観光戦略なんですが、牛久に観光協会がございます。観光協会は牛久市ばかりじゃなくて、近隣のそういう団体も入っております。ですから、例えば牛久の大仏がございますが、隣にアウトレットがございます。アウトレットは阿見町内でございますけれども、やはり大仏さん、もっとするんだったら、アウトレットも一緒に宣伝してもいいのかな。そして、牛久沼の、例えば芋銭さんとか、今度寄附される住井さんのうちとか、あの辺ももう少しPRするのだったら道の駅を最大限利用したらいいのかな。

ですから、私は牛久ばかりじゃなくて、近隣とやっぱり連携することがこれから大きな観光戦略になるのかなという感じでおります。ですから、まず、とにかく牛久ばかりじゃなくて、私は、この前も電通さんとか、そういう人の関係者も来られてお話ししています。ですから、民間の方のいろいろな意見を聞きながら、そして、甲斐議員さんも観光業に非常に詳しくございますので、その辺の専門家との、やはり職員としてはどうしても形骸化した考えしかありませんけれども、もっとも民間に、そのようないろいろな観光にしては民間に頼れる部分も多うございますので、そういう意見を聞きながら、そして、広域的にもっと実体ある観光のもとを考えなければいけない時代なのかなと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 御答弁ありがとうございます。

前向きなすごくいい考えだと思います、私が言うのも失礼かもしれませんが、広域的というのはもちろん私も賛成ですし、その中でも牛久に特に経済活性化、地域活性化の、お金と言ったら失礼なんですけれども、お金を呼び寄せる特出した観光の今プランニングを確認させていただいておりましたので、市長のお話もちろんそのとおりだと思いますし、市長公室長のオール牛久で全体的にやっていくというのも大事なことだと思います。

ただ、大事なことである中で、トップセールスといいますか、地域セールスといいますか、広報の部分というのはすごく対外的に重要な部分だと私は認識していますので、ぜひ、今後も力を入れてお願いしたいと申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

観光戦略にたけている町を見ていきますと、電車利用の拠点は、駅をよく見やすい案内等であったり、出発拠点が駅に集約されています。先ほどの市長答弁もそうですし、これまでの広域的に観光戦略を組んでいくとの考え方を捉えまして、また、茨城県という地域柄を見ていきますと、どうしても自家用車だったりバスだったり、車を利用されての本市の訪問がふえていくことは大いに推察されることであります。

圏央道が全開通の中で、間違いなく圏央道牛久区域内での観光拠点、ワンストップをさせていくことが有効に感じるんですけども。先日、5都県知事84市町村長で組織する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）建設促進会議での会長が茨城県知事の大井川氏でもあります。その総会の場で「人やものの新たな流れが生まれ、広域的な観光交流も拡大するなどよい効果が出ている」と発言されていると茨城新聞で発表がありました。

そのような前向きな状況を踏まえまして、本市においても圏央道の4車線化並びに観光拠点として有効できるパーキングエリアやサービスエリア、ないしはそれに付随するスマートインターチェンジの設置に取り組んでいくべきではないかと考えますけれども、その辺について御質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、圏央道の4車線化への取り組みについてでございますが、平成29年7月6日には茨城県及び沿線市町村で構成する首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会、これは会長は茨城県知事が行っております。において、また、先ほど甲斐議員のほうから御質問にもありましたように、平成29年11月16日には首都圏中央連絡自動車道建設促進会議、これは会長は持ち回りになっておりますが、平成29年度は茨城県知事が務めたというところでございます。において、知事や市町村長が一体となって国土交通大臣などに対して要望活動を行い、早期4車線化をお願いしているところでございます。

次に、観光拠点として有効利用できるパーキングエリア、サービスエリア、スマートインターへの取り組み、ないし考えについてでございますが、パーキングエリアやサービスエリア、スマートインターチェンジの設置については、圏央道を管理する東日本高速道路株式会社が行うようなことになっております。特にパーキング、サービスエリアはそうなっております。

これらの設置、パーキングエリアとサービスエリアですが、これらの設置間隔としましては、パーキングエリアは15キロ、サービスエリアは50キロというのが一つの目安とされております。また、パーキングエリア、サービスエリアに整備できる施設として、パーキングエリアはドライバーの疲れや緊張をとるためのサービスとしてトイレの設置というものが標準とされております。しかしながら、売店とかガソリンスタンドなどは、利用状況を踏まえ、道路管理者が必要を判断するようなことになっております。ですから、そのほかの設備については、道路管理者が必要だということになれば設置をするということになると思います。サービスエリアにつきましては、人と車が必要としているサービスの提供として、トイレや休憩所、売店、レストラン、ガソリンスタンドなどが設置できることとなっております。

茨城県内の圏央道における休憩施設の状況を見ますと、サービスエリアというものはございません。パーキングエリアは江戸崎にあり、整備されている施設としては、トイレと簡易な飲食ができる自動販売機のみという形になっております。観光拠点としてのパーキングエリアの活用につきましては、整備できる施設に制限があるため、甲斐議員が要望されるような活用にはちょっと難しいのかなというふうには思っております。

また、パーキングエリアやサービスエリアの設置に当たっては、道路管理者などとの調整といったものが必要となり、設置に至るまでには時間も要するものと思われませんが、甲斐議員の御指摘にもありますように、観光拠点となる可能性も考えられますので、今後におきましても引き続き調査研究を進めてまいりたいというふうには思います。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 引き続き、調査研究、よろしく願いいたします。

以上、お伺いいたしました観光戦略を行政でもますます取り組んでいただき、市内交流人口の増加を踏まえた地域活性化並びに牛久の魅力を知っていただき、定住促進までつながるよう御尽力をお願い申し上げ、この質問を終わらせ、次の質問に行かせていただきます。

2つ目の質問となります。公衆用道路についての把握・管理状況の質問でございます。

公衆用道路とは、国語的にも、「誰でも通行できる」、「土地の税金はかからない」などとあります。しかし、全国的にもこのような道路のトラブルは絶えず発生しているようであります。例えばその道路に面して住んでいる居住者の出入り、家屋の建てかえ、設備工事の許可等であります。

そこで、お尋ねさせていただきますが、牛久市においてはどのくらいこのような道路があるのか。また、把握・管理状況を確認させていただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） それでは、御質問にお答えをいたします。

行きどまり道路のように、個人が所有している私道につきましては、そのほとんどが建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路となっております。

市内における位置指定道路の申請は、昭和41年度から現在までに232件認められています。許認可は茨城県が行うものでありますが、近年の状況としましては、平成19年度に1件、平成23年度に1件ございましたが、以後、申請がされていない状況でございます。申請件数の減少の要因としましては、平成5年の都市計画法改正により、開発許可が義務づけられたことが要因と考えてございます。この改正により、牛久市の場合、500平方メートル以上の土地に道路をつくり宅地を造成する場合は、都市計画法第29条に基づく開発許可を得ることとなっております。

位置指定道路が多い区域につきましては、牛久駅を中心とする市街化区域内で、特に区画整理等の整備がされていない地区に多く見られております。

なお、位置指定道路の管理は所有者が行っておりますが、御質問のトラブルの発生状況については特に市では把握してございません。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

トラブルの状況は今聞こうと思ったんですけども、済みません。先にお答えいただいてありがとうございました。

トラブルはないということでもございましたけれども、最近、今後、ひたち野うしく地域を中心に居住区域をふやしていくという執行部の御発言、お考えがあるところで、このようなトラブルにならないという前提でございましたけれども、行政の管理に移管していくような考えはないかという御質問を再度させていただきたいなと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今後の対応でございますけれども、都市計画法に基づく開発許可では道路等の公共施設は原則として市の帰属となっております。一方、建築基準法に基づく位置指定道路は、所有者について特段の規定がなく、不動産会社が所有する事例や個人が持ち分所有する事例が多くあります。この道路を市の管理とするには、公共施設が整備されているもので、かつ、所有者から市への寄附がされる必要もございます。

市といたしましても、今後も法令に基づく適切な対応に努めてまいります。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。この質問は終わらせていただきまして、次の質問に行きます。

最後の質問です。

公立私立幼稚園ないし保育園の捉え方について御確認させていただきます。

今後進んでいく超少子化社会に対応し、子育て世代には厚いまちづくりを進めていかなくてはならないと誰しもが考えて思うところであると思います。しかし、市の財源や利用者の負担などを見ていきますと、きちんと精査しなくてはならない問題とも考えます。

そこで、実際に対象世代である保護者、お母さんに私が御相談を受ける機会がございました。現実に預かり保育をを求める保護者は、預かってもらえればよいと考えているような傾向、背景があるようで、預かり時間等の延長なども求めているようであります。この点を今回取り上げさせていただきますながら、総合的に質問いたします。

まず、私立と公立幼稚園の保護者の負担の差はどのようになっていますか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私立と公立の幼稚園の負担の差ということでございますが、まず、私立幼稚園につきましては、平成27年度から始まりました新制度による幼稚園と従来からの旧制度による幼稚園がございまして、前者、新制度のほうの幼稚園ですが、こちらにつきましては、市で統一した料金体系により上限を2万円とし、所得により5段階に分けた料金体系を課すということになっております。後者の旧来、旧制度のほうですが、こちらにつきましては、従来からの方式のとおり、各園独自に料金を決めております。

現在、市内の幼稚園は全てが旧制度による幼稚園でございます。旧制度の幼稚園の保護者に対しましては、支払った授業料と所得に応じて幼稚園就園奨励費補助金が支払われ、負担が軽減されております。また、公立幼稚園につきましては、第一幼稚園、第二幼稚園ともに授業料が月額4,000円で、保護者の所得や園児の兄や姉の状況、入園児が第1子か第2子かなどによりまして減免の措置がとられることになります。

また、この公立幼稚園の授業料についてでございますが、昭和52年から改定を行っておらず、公立と私立の幼稚園で、保護者の負担面の面ではやはり公立の保護者の負担が少ない状況と言えるのではないかと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 公立の負担が少ないということで、参考までに近隣の他市町村の公立幼稚園の保護者負担はどのようか、これは通告しているのです、お願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 近隣の公立幼稚園のということで、公立幼稚園がある、例えば石岡市ですと、こちらやはり所得によりということになります、月額でゼロから5,000円、それから、隣の稲敷市ですと月額ゼロから4,500円、近隣で一番高いのが美浦村になります、こちらにつきましては同じく所得によりますが、月額ゼロ円から9,000円ということで、大体……。失礼しました、一番高いのはつくばみらい市ですね。つくばみらい市ですと月額最大で9,500円ということで、大体1万円以下に抑えられているという状況です。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） では、公立幼稚園の園児1人当たりの市の負担額というのは、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園の園児1人当たりの市負担額でございますが、平成28年度末の時点で52万1,610円ということになっております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） コストパフォーマンスの部分をよく確認させていただきました。

私、ちょっと考えがございまして、その辺のコスト面や要望事項等を考えていきますと、認定こども園への移行に魅力を感じているんですけども、以下のようなメリットがあります。例えばですけども、幼稚園・保育園との長所をあわせ持つ、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる、土日保育、夏休み・春休み等の保育が利用できる、食の安全、衛生管理等基準に沿った給食の提供、学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実と特別な支援を必要とする園児の一貫した施設の利用、3歳児からの受け入れ、地域の子育て相談などの子育て支援の役割。

これは沖縄県の豊見城市の公立幼稚園を認定こども園への移行の際の事例だったんですけども、こういった部分もメリット等があると思いますが、認定こども園、進めていくとするならば、メリット、デメリットがどのようにあるか、コスト面や運営、サービス、補助金等も含めて御説明をいただければなど。また、お考えもお聞かせいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市として、認定こども園への移行を進めていく考えということでございますが、現在の待機児童の状況を考えますと、保育園はさらなる受け皿の整備を進めていかなければならないと考えており、民間幼稚園については、各運営法人の経営方針を尊重して認定こども園への移行の協議をしてまいりたいと考えております。

認定こども園は、保育の機能と幼稚園の機能をあわせ持つ施設でありまして、甲斐議員の御

質問にもありましたように、保護者が働いていても働いていなくても利用することができるため、入園後に就労を開始する、出産後に仕事をやめるといった就労状況の変化があっても、引き続き認定こども園に通い続けることができることが大きな特徴でございます。

移行の際、留意すべき点といたしましては、認定こども園は平成27年度からの子ども・子育て支援新制度にのっとり運営する施設のため、保育士資格を有する職員の配置が必要となり、幼保連携型認定こども園の場合は、原則11時間の開園が必要となります。幼稚園から移行する場合、勤務している職員の理解と新たな職員の確保が必要となります。また、保護者が支払う利用者負担額は世帯収入に応じた金額となっており、平成26年度以前の旧制度で運営している幼稚園は独自に定める入学金と授業料を徴収しております。市で保護者の費用負担の軽減を目的とした補助金を交付しておりますので、世帯の収入によっては新制度の施設のほうが保護者の費用負担が多くなる場合がありますので、運営法人と協議し、利用している保護者の理解を得ながら進めていかなければならないと考えております。

また、市の財政負担につきましては、認定こども園は、昨年度実績で児童1人当たり年間約16万6,000円の負担となっております。旧制度の民間幼稚園は、私学助成により運営されているため、市からは保護者の負担軽減目的とした補助金のみの支出で、児童1人当たり年間約9万2,000円の負担となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

メリットはよくわかりました。コストパフォーマンスのほうも、利用者負担はふえるのかもしれないませんが、さきに御質問いたしましたトータルの市の負担額というものは大分削減しているような気がしますので、ぜひ御検討の範疇にさせていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

3つ目といたしまして、第一幼稚園の跡地の対応についてお尋ねします。

ほかの同僚議員も多数取り上げておりますが、それだけ、あの建物に対して対応してもらいたいという市民要望が多いものと感じます。実際、私も保護者から問い合わせ等を多くいただいておりますけれども、牛久市の全体の中で、学校教育のほうで新規事業を多く取り組んでいくことも大事なことだとも思いますが、市民の安全確保という意味合いで早急に取り組んでいただきたいと、質問というより、要求を兼ねた質問事項として進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、こちらにかかる撤去費用はどれくらいかかるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

岡田小学校隣接地の旧第一幼稚園園舎の撤去につきましては、解体撤去及びアスベストの処理を含め約2,560万円の費用を見込んでおりまして、現段階では、平成30年度当初予算での計上に向けて調整を行っているというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ごめんなさい。ちょっと私、違う資料を見ていたので、もう一度いいですか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 岡田小学校の隣接地の旧第一幼稚園園舎の撤去についてでございますが、解体撤去及びアスベストの処理を含めまして約2,560万円の費用を現在見込んでおりまして、現段階では、平成30年度の当初予算の計上に向けて調整を行っているというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。済みませんでした。

30年度に予算を調整ということで、その後、実施すると考えていいですか、解体を実施するというところで。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） もちろん予算を計上しておりますので、予算が成立したならば平成30年度に実施するというところで考えております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

11月16日の茨城新聞の1面に、保幼小の連携加速と県教育委員会の新たなカリキュラム作成が発表がございました。先ほど、ないし、きのうの同僚議員のほうの質問にもちょっと関連で上がっているような気がするんですが、「就学前後の生活環境の変化に対する子供の適応力を養い、連続性のある質の高い教育環境づくりにつなげるのが狙い」という記事、報道だったんですけども、その中で、なぜ、牛久市においては、保幼小の中で、保幼小中という、中学校まで入って分離新設、中学校の敷地内に第一幼稚園を移行していくのか、具体的な理由がわかれば教えていただきたいなと思います。お考えがわかればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 第一幼稚園の移転先でございますけれども、今回、新しい中学校用地として取得した場所の中に今計画をするということになっております。この場所の選定に

当たりましては、旧園舎のある岡田小学校の隣接地、現在の園舎があります中根小学校の近辺、今回用地取得し面積的に余裕があるひたち野うしく中学校計画地内の3つ、3カ所を候補地といたしまして比較検討を行った結果、立地や用地の状況、給食の提供のしやすさ、幼小中連携などの点から、ひたち野うしく中学校の計画地内、隣接地に決定をしたという状況がございます。

この場所につきましては、新たなひたち野うしく中学校はもちろんのこと、隣接するひたち野うしく小学校にも道一本を隔てて隣接しておりまして、幼稚園、小学校、中学校の連携が非常に行きやすいというふうに考えております。また、中学校とは植栽などを用いて敷地を分け、それぞれが独立し、園のほうも独立した園庭を設ける計画としておりますので、幼稚園と中学校という、年齢が若干離れた中学生との動線という部分でも直接交わるということはないと、危険性も少ないものというふうに考えているわけでございます。

今、御質問のありましたように、幼稚園と中学校の連携ということでよろしいでしょうか。というのはどういう連携なのかということかと思いますが、本市におきましては、学校教育指導方針の一つとして、これは先ほども教育長からありましたけれども、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりというものを掲げておりまして、義務教育9年間の系統的、継続的な指導の充実を図っているところでございます。その一つとして、小中一貫教育の推進につきましては、小中の円滑な接続、よく言われております中1ギャップと言われるものの解消などを目的の一つとしているところでございます。

一方、義務教育スタート段階でのつまずき、いわゆる小1プロブレムなどの問題に対応するとともに、義務教育9年間の基盤となる幼児期の教育の充実のために保幼小連携推進事業というものも大事にしております。これは先ほど、議員からもありましたように、県のほうも今幼児教育に力を入れ始めましたけれども、牛久市としては既に10年近く前からこの保幼小連携というものには力を入れてこれまで進めてきたという経緯もございます。

これらの事業の中では、幼児・児童・生徒の交流活動というものが非常に大きな意義を持っております。幼稚園児と小学校1年生、小学校6年生と中学生といった接続を意識した交流だけではなく、異年齢のさまざまな交流が児童生徒の学びの質を高め、豊かな心の育成に寄与するものでございます。

幼稚園と中学校の連携といたしまして、現在行われているものは、次のような活動がございます。中学校の家庭科、保育実習では、中学生が幼児の世話をすることがございます。特に三中などでは総合的な学習の時間に幼稚園児との触れ合い活動を行っています。これらを通して、幼児の特性を理解したり、思いやりの心を育んだりしております。また、中学校の文化部の保育園や幼稚園への訪問活動も盛んに行っております。下根中では吹奏楽部が演奏会を

開いたり、演劇部が公演をしたりしております。三中では和太鼓部が幼稚園生を招いて演奏を披露したり、幼稚園児が演奏体験をしたりする活動も行っております。中学生の自己肯定感、自己有用感の醸成につながるるとともに、幼児にとっても大変よい体験となっているというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 考えのほうでは、保幼小の連携ということで、あくまで、その敷地の中に、新設中学校の敷地内に幼稚園が入るとするのは、あくまで場所ということで認識させていただいてよろしいということですよ。安全面には、安全管理のほうは間違いなくやるということで理解しました。

このたび、地域のまちづくりに対してのビジョンの質問と、要望事項と、現場の確認事項みたいな質問をさせていただきましたが、今後もこのような質問を一生懸命勉強させていただいて、市民の皆さんと会話してこの場にぶつけていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

長時間にわたり、ありがとうございました。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時22分休憩

午後1時30分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は、女性の貧困問題、それに関連いたします男女共同参画について質問を行います。

まず初めに、実態の把握でございます。

日本の家庭は、男性を主な稼ぎ手といたします世帯収入で見ますと、平均年収は、これはちょっと古い数字なんです、男性が502万円、女性が268万円、これは平成25年度の内閣府の男女共同参画の調査です。ということで、大変男女差が大きいものです。しかし、女性に焦点を当てて見ますと、貧困に直面をいたします女性の姿が見え隠れし、男性より貧困に陥りやすい、このような状況が見てとれます。貧困とは、金銭的なものだけでなく、人間として

の誇りや尊厳を奪ってしまう社会の病であり、将来の社会的資源の喪失にほかならないと考えます。

社会背景の一つに、非正規雇用での就労になりやすい、このことが挙げられると思います。また、結婚や出産、育児等により仕事が続けられなくなり、仕事をやめる。または正社員であっても、女性には家事負担の割合が高く、仕事と家庭を両立させる、このために残業時間を減らさざるを得なかったり、また、役職につくことが難しかったりと、さまざまな要因が指摘をされているところです。

仕事をしている間は生活できていても、ある日、突然に親や配偶者、また兄弟などが病気や介護が必要になった場合、仕事にも影響し、続けられなくなるだろう。介護離職もふえております。さらに、会社の倒産、リストラ、失業などで、即、生活が立ち行かなくなるなど、男性に比べて女性は貧困に陥りやすい。このことから問題が取り上げられるようになってきたのではないかと考えます。

今回、実態の把握のところで、収入から課税状況、このことを把握していく、この観点で質問をしているものなのですが、収入といっても不動産収入などさまざまなものがありまして、範囲が大変広いために、今回は給与所得者の300万円以下の課税状況についてお尋ねをいたします。300万円以下としたのは、生涯未婚となることが多い年収と言われておりますので、このことからお尋ねをいたします。300万円以下の給与所得者の状況、市民税の課税状況について伺います。

1つには、男女別、そしてまた勤労世代、これは20歳から64歳の世代です。それと65歳以上の高齢者、そして単身、5番目には母子世帯、そして父子世帯、この状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 平成29年度の市民税課税台帳によりますと、給与及び年金収入の課税対象者数は6万4,837人でございます。このうち、今御質問のありました300万円以下ということですが、150万円以下と300万円以下に区切らせていただいて答弁をさせていただきますと思います。

まず、150万円以下に関しましては、64歳以下の男性の単身者数は639人、父子家庭は26人、女性の単身者数は505人、母子家庭は318人となっております。一方、150万円を超えて300万円以下の同じ割合につきましては、男性の単身者が602人、父子家庭が20人、女性の単身者は537人、母子家庭は352人となっております。また、65歳以上につきましては、150万円以下ですけれども、男性の単身者数は398人、女性の単身者数は2,281人、150万円を超えて300万円以下の男性の単身者に関しましては581

人、女性は319人となっております。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは次に、今、市民税の課税状況から数字をいただきました。その中に、女性の滞納状況、これについて把握をされていると思いますが、その辺をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 平成29年11月22日現在の共有分を除きます固定資産税、都市計画税、市民税普通徴収、国民健康保険税、軽自動車税の市税4税の滞納者数は2,538人でございます。そのうち、先ほどと同じように、2つに区切らせていただきますけれども、収入が150万以下でかつ64歳以下の女性の単身者数は56人、母子家庭は41人となっております。同じように、65歳以上の単身者数は38人となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、女性の滞納状況についてあったんですが、滞納している方全てが貧困状態とは言えないのは承知をしています。しかし、今、中には担当のほうの判断から、この方は貧困状態に陥るのではないか、このような状況が見てとれた場合の市の対応をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 滞納につきましては、市収納課で対応しているところでございますけれども、対応している中でその滞納状況だけから判断してそういった状況を判断する材料はなかなか難しいと思っております。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 滞納の問題につきましては、多分、督促なり、そういうような状況などを市のほうで通知をする。そういうようなことをやってもなかなか改善が見られない。そのような状況なども聞いておりますが、そういう場合の市としての対応、滞納状況を把握するということから、こういうようなことが起こるのではないか、市のほうでも、そういうような把握はすべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 滞納の方に対しての応対につきましては、収納課におきまして毎月納税相談等を実施しているところでございます。納税相談につきましては、休日及び夜間と分けて実施をしているところでございますので、そういった方がもし議員のほうにも相談に来られた際には、ぜひそういったところを御助言いただいて、一人一人顔が見える中で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） こういう状況が、大変、今働き方が厳しくなっている中では、休日、夜間、これは多分指定をされているものなので、そこに入らない方、そういう方も多分いるのではないかと思います、その辺の納税相談だけではなく、きめ細かな対応について、これは要望にとどめておきたいと思います。

次に、今後の人口動態から見える問題点として質問をいたします。

問題点として挙げられているのは、勤労世代でも貧困の女性化、これが起こり得る人口動態が既に顕著にあらわれているといます。貧困の女性化とは、貧困者の大部分が、成人のおよそ3分の2が女性であるということから、この事実を強調するために貧困の女性化という言葉が用いられているといます。貧困層に占めます割合は、先ほどの数字から見ましても、金額のところから見る範囲では、女性のほうが男性より高く、しかも、その差は拡大しており、女性が男性に比べて貧困に陥りやすい、このような相対的な概念をあらわしております。

理由といたしましては、単身化、また貧困の高齢化がますます進むこと、公的年金を初めとする所得保障、特に高齢女性の所得保障が低いことなども指摘されております。3組に1組が離婚しているこのような状況、男女とも生涯未婚率が増加をする。さらには、今人口が一番多い団塊世代が75歳を迎える2025年問題、日本の高齢化が一気に進む状況と言われております。今年度の牛久の高齢化率は26%となっております。

11月16日の茨城新聞報道で、働く世代が回答しております住みやすさランキングで、県内では守谷、つくば、牛久の3市が100位以内に入っている、このような報道がございました。牛久で掲げております、まち・ひと・しごとの総合戦略、この内容では、若者・子供世代にスポットを当てて、産み育てやすさを強調しておりますが、この辺を人口をふやすということでの市としての考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

統計うしくによりますと、平成22年に65歳以上の人口が占める割合は20.11%でしたが、平成27年には26.1%になっており、急速に高齢化が進んでいることがわかります。その男女比は、平成22年が男19.2%に対して女21.02%、平成27年には男24.49%に対して女27.3%と女性のほうが多くなっております。また、単身世帯でも、平成22年と27年では、22年が全世帯比で23.84%だったものが、27年では25.15%へ伸びております。

牛久市では、2060年の人口を8万4,000人とする人口ビジョンを定め、その目標達成のために牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。その中で、基本目標

の一つとして、若い世代の結婚・出産・子育て、教育の希望をかなえるを掲げております。

具体的な取り組みとしましては、出会いの場づくりやマッチング支援などの結婚支援を行う市民団体を育成し、結婚希望者の出会いをふやすことで生涯独身者を減らしていきます。また、子育て中の女性が安定した収入を得られるよう、就業しやすい環境を整えるため、保育園や児童クラブを充実させる施策を実施しております。

以上の施策を推進していただくだけではなく、一自治体として、さらに何が可能かを今後も研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから御答弁がございました。出会いの場、生涯の未婚率を減らしていくマッチング、この辺の実績というか、そのようなことが既に出ているのかどうか。これはちょっとまだ期間がそんなにないので、この辺はいかがでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 実績として、今この場でちょっと数字的にはお答えできる状態ではございません。今後もそういったことを進めていくことで実績のほうが上がってくるというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね。牛久の総合戦略の中からは、まだ実際の実績というのは把握は多分難しいと思いますが、今までも、茨城県の事業として出会いのサポート、そういうものを行っているというところで、その辺の実績等は市のほうで把握をされているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） ただいま、ちょっと県のほうの実績は手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど示したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 牛久市のまち・ひと・しごとの総合戦略の中で、選ばれる町として、ほかの自治体にはない市の魅力度を高めていく、こういう政策がうたわれております。牛久市と言われますと、緑と自然豊かな市ということで、子育て応援を考えるならば、若い人たちに具体的に見える形での届ける政策、これが必要ではないかと思いますが。

例えば、今、空家バンクの問題などもありますが、このように空き家を今後活用していく、賃貸住宅の入居者にせめて家賃の補助をする。また、子育て支援の柱である児童手当の支給が今、年間3回ということになっていますが、この辺は国との関係もありますが、2カ月ごとの支給に変えるとか、そういうような政策的なところは市としてはどう考えるか伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 当市では、かっぱ塾などの放課後対策、マル福対象者の拡大、1歳児歯科検診、産婦健診、子育て世帯包括支援センターの設置など子育て支援の充実を図り、市の魅力度アップを図ってまいりました。今後も、人口増加施策の充実を図るべく、さまざまな施策についての調査研究を行い、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである牛久市への新しい人の流れをつくるを実現すべく、継続して努めてまいりたいと考えております。

ただいま議員がおっしゃられました家賃補助などについては、以前も鈴木議員から御質問があったかと思えますけれども、その際にも御答弁申し上げましたが、ただいま、そういうことに関しましては継続して調査研究をしているところでございます。

児童手当の支給に関しましては、現在、年3回の支給ということでございますけれども、これは、3回の支給というのは法のほうで決まっておりますので、ちょっとそれを市のほうで超えるようなことはなかなか難しいのではないかとこのように捉えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） なかなか、牛久市に新しい人の流れをつくる、これは総合戦略の中でもうたわれているところなんです、今、人口がふえているというのは、ひたち野地域、新しい中学校の建設、それにまた武道場の建設、そういうようなことなども牛久市のPRとして多分されていると思いますが、一方では、牛久市の牛久駅を中心とするところについては人口がどんどん減っているという、二極化が今非常に進んでいるのではないかと思います。片や高齢化率も上がり、また、若い人たちはひたち野のほうに住宅を購入をするということでは、非常にバランスが決していいとは言えないのではないかとこのように私は考えてしまうわけですね。

何も新しいものをつくるのが全て牛久市のものではないといえますか、今現在、住んでいる人たちがそこでやっぱり自分の暮らしができる、自分で健康を維持しながら、市内に自由に自分が行けるところに行ける、そういうようなこともやはり牛久市がこれから進めていくことではないかと思います。それにはいろいろと今後の政策との関係もあると思いますが、この辺のひたち野うしく地区、そしてまた、牛久地区のことでは、政策的な問題になりますが、今後、平成30年度の牛久の政策の中には入ってくると思いますが、その辺について今後どのようにお考えになっていくのか。牛久市へ新しい人の流れをつくるということではどのように今後考えていくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

先ほどから述べておりますように、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進していくことと同時に、旧牛久地区といいますが、牛久駅を中心とした市街化区域とひたち野地区の市街化区域におきましても現在策定中の立地適正化計画等を進めていくことで、先ほど遠藤議員がおっしゃられたような人口が減っていく地区があるというようなところとか、ふえている地区だけではなく、全体をくまなく、まち・ひと・しごと創生総合戦略でのことを進めていくことができるというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） この問題につきましては、今後、牛久市の政策的な問題に課題となつて上がってくると思いますので、その辺を重々よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、自治体の取り組みのあり方、支援と見守りというところで伺いたいと思います。まずは、相談支援と居場所づくりの必要性についてです。

相談支援は、見えにくい女性の問題が可視化されることによりまして、社会福祉制度などつながり、個人の問題を社会問題として捉えていくことが大事ではないかと考えます。相談支援では、DVには男女共同参画、高齢者の虐待については高齢福祉、貧困については社会福祉課、ひとり親はこども家庭課が最初の窓口となります。連携して対応に当たっていることは承知をしておりますが、しかし、必要な支援が必要な女性に届いていない。こういうようなことの背景には、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のように対象者別の福祉制度の形になっておりまして、女性福祉といった領域が確立されていないことから、ばらばらな領域に散らばっていること、このことが問題を難しくしているのではないかと考えます。

相談支援につきまして、相談者への対応についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 相談支援についての御質問にお答えさせていただきます。

生活困窮に関する相談につきましては、生活困窮者自立支援法の制定を受けまして、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に平成27年度から社会福祉協議会に委託を行い、相談、就労支援など包括的な支援を実施しております。平成27年度の相談件数は114件、平成28年度の相談件数は126件となっており、いずれの年度におきましても収入や生活費のこと、住まいのこと、食べるものがないなどの相談が多く寄せられており、住居確保給付金の活用や庁内の関係課、ハローワーク及びフードバンクと連携し、支援を行っているところでございます。今後におきましても、生活困窮者に対する支援につきましては、関係機関が連携し、きめ細やかな対応に努めてまいります。

また、ひとり親の相談支援につきましては、女性は男性に比べ、結婚・妊娠・出産、子育て、

家族の介護など、さまざまな環境の変化を迎える可能性があり、そのたびに働き方を変えざるを得ない場合が多いと言われます。離婚などでひとり親になったときには、特に母親が無職またはパートであることが多く、養育費や実家からの支援が期待できない場合には所得の格差が広がり、一般的には子供の教育格差にまで影響を及ぼし、その結果、貧困は世代を越えて連鎖していくと言われております。

これまでの女性の役割意識や働き方や貧困問題は個人の問題と言われてきましたが、近年は男女共同参画の教育の浸透や子供の貧困問題の深刻化により、社会全体の問題という見方に変化してきてございます。

市では、このような背景の中、ひとり親の相談支援はワンストップできめ細かく、さまざまなサービスの利用につなぎ、就労相談を重ね、より所得が安定した正社員や専門職に案内していくことが重要であると考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 次に、居場所づくりについて。

居場所というのは、自分にとって危険な人や社会から守ってもらうことができ、安心できる避難所という意味も含んでおります。例えばDVなどから女性や子供を守るシェルターの提供、子供の貧困を踏まえ、母子生活支援施設など、子供の視点から安心できる居場所の整備や援助など、市が行っている取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの居場所の御質問にお答えする前に、先ほど、私の答弁の中で、相談の件数の中で、平成27年度の生活困窮の自立支援の相談件数、社協のほうで受けている事業ですが、平成27年度、数字、件数を間違えて述べたようですが、正しくは、27年度相談件数143件でございました。訂正のほどよろしくお願いいたします。

それでは、居場所づくりの必要性についての御質問にお答えさせていただきます。

女性や子供が安心できる居場所につきましては、DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた者から振られる暴力であり、女性にとって重大な人権侵害であるにもかかわらず、母親に収入がない場合には、暴力は仕方ない、経済的に自立できないから我慢するしかない等、さまざまな不安があるために相談につながりにくく、深刻化していく傾向がございます。

一方、子供にとってDVを目撃するというつらい体験は、両親から心理的虐待を受けていると定義されておりまして、母親はDVの被害者であるとともに、子供にとっては加害者の一人でもあるという複雑な立場となります。

体罰や暴力暴言などの恐怖でコントロールされるつらい体験は子供の脳の発達に深刻な影響

を及ぼすことがわかってきておりまして、できるだけ早く環境を改善していかなければなりません。DVが深刻化している場合、母親の自尊心や判断力が著しく低下している場合があるため、DV相談は、警察だけでなく、住民票の有無を問わず、母親が訪れた市町村の窓口で確実に受理することとなっております。

平成28年度に家庭児童相談室で受理したDV相談は、実人員で20名、延べ55件となっております。家庭児童相談室では、相談を受理した後、避難先の検討や母親のひとり親としての自立支援、子供のケア等を警察や児童相談所、茨城県配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設などの協力を得ながら援助活動を実施していくこととなります。

なお、母親と子供と一緒にシェルターに避難させる一時保護につきましては、平成28年度、29年度ともに、全て警察が行っており、確実に安全な場所に避難させ、その後に市の援助活動が開始されております。

DV被害が深刻な場合は、県内外を問わず、母子生活支援施設の利用が母親と子供にとって安心・安全な避難先となっておりますが、入所後においても心理的なケアや就労支援など、自立までにはさまざまな支援が必要な場合が多く、市と施設では入所後も数年にわたり連携して支援していくこととなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、自治体が実際に取り組んでいる、こういう相談、そしてまた居場所というのはなかなか見えづらい、そして、こういうようなことが実際にあるのか、周りの方に聞いてもやっぱりわかりづらいという非常に複雑な問題を含んでいると思います。

そういう中で、シェルター、そしてまた母子の生活支援施設、市がかかわった件数、警察との関係があるということなのですが、この辺は、窓口は、そうしますと、DVの場合は男女共同参画というふうに私先ほど述べたんですが、入り口がどこなのか、そして、この対応はどういうふうに実際行っていくのか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） DVの被害の相談につきましては、入り口についてはいろいろな場所が入り口になってございます。直接警察であったり、あるいはフェミニスト相談、男女共同参画室であったり、社会福祉課であったり、社会福祉協議会であったり、今現在メインで相談業務に当たっておりますことも家庭課であったりとさまざまでございますが、先ほども申しましたとおり、28年度におきましては新規のDVの被害の相談が20件もあったということは事実でございます、これが子ども家庭課を中心に関係機関と連絡をとりながら、警察を含めまして対応のほうに当たっているというところでございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） DVの相談、そしてまた、相談場所についてはさまざまところで受け入れ、それぞれが対応するということでした。特にそういうような被害に遭いやすいのが母子家庭、特にひとり親の家庭があるのではないかというふうに考えます。ひとり親の家庭の支援には、専門知識を持つソーシャルワーカー、この役割が重要ではないかと思えます。ひとり親家庭の実情、そしてまた児童扶養手当、この実情について、現状について伺います。

さらには、離婚をしました親御さんには離婚届書類の提出後に情報がこども家庭課に届きまして、親には「ひとり親ポケットガイド」の情報提供をしているというふうに聞いておりますが、必要な人に必要な支援がきちんと届いているのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず、御質問のひとり親家庭の現状についてでございます。ひとり親の手当でございます児童扶養手当の受給状況は、10月末現在613世帯で、昨年同月に比べ13世帯の増加となっております。内訳といたしましては、母子家庭が93%で568世帯、父子家庭が5%で30世帯、その他の世帯が2%で15世帯となっており、母子家庭が増加し、父子家庭は横ばいという傾向となっております。

ひとり親になった理由といたしましては、母子家庭においては、離婚が89%、未婚が10%、その他の理由が1%、父子家庭においては離婚が90%、未婚が7%、その他の理由が3%となっております。

内閣府の調査では、母子世帯の平均年間所得は181万円、児童扶養手当などの手当を含めた親自身の収入は年間223万円で、多くのひとり親は不安定なパート収入と児童手当、児童扶養手当で生計を立てていると示されており、牛久市におきましても同様の状況でございます。

また、牛久市においては、児童扶養手当の受給世帯の613世帯のうち、母子世帯で養育費をもらっている世帯は約20%の117世帯、生活保護を受給している世帯は613世帯の約4%の24世帯であり、多くの母子世帯は養育費や生活保護を受けず、不安定な収入で生活しているという状況となっております。さらに、世帯の収入は、非正規の就労の場合は毎年ほとんど変わらず、小学校、中学校と子供の成長に伴い教育費の負担が重くなり、教育の格差も懸念されている状況でございます。このため、市においては次世代を支える子供のためにも、多様なひとり親の支援制度を確実に保護者に周知し、利用につなげていかなければならないと考えております。

具体的には、離婚届の提出のとき、未婚の方の場合は妊娠届の提出のとき、転入や転居の届け出がされたとき、毎年8月に行う児童扶養手当の現況届のとき、就労相談、貸付相談、家庭児童相談のときなど、保護者と対面できるさまざまな機会を捉え、ワンストップで困り事を聞き、制度につなげていく個別的な支援体制をとっております。

ひとり親を支えていくためには行政の関係機関だけではなく、地域の市民団体の協力も必要でございます。現在、牛久市母子寡婦福祉会のほか、こども食堂や学習支援を行っている市民団体の行事には、行政では生活の実態が把握しにくい父子世帯の参加も目立つようになり、よりよい支援につなげるきっかけとなってきているところでございます。

また、ひとり親のポケットガイドのことでございますが、本年8月下旬に作成を行いました。そして、このポケットガイドは、相談のとき、制度別にチラシを出すと多過ぎて、担当のほうも保護者に伝えづらかったというような部分もございまして、こういったところを一目で見てわかるようなポケットガイドを作成したということでございまして、それ以降、相談のときには必ずそのポケットガイドを利用しながら説明のほうを行っているというところでございます。

また、こども家庭課だけでなく、収納課など、職員用としても各課に今配付をさせていただいて、それぞれの相談窓口等にひとり親の制度についての御案内をさせていただいているというような状況がございまして。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、ひとり親になった実情等が数字等にあらわれてまいりました。一人で子供を抱えました母子世帯、特に今答弁でありました養育費、その受給をしているのが約20%ということは、大変厳しい生活状況であるのではないかというふうに想像できることです。こういうところで法律的な問題もあるんですが、養育費を強制的に支払わせる制度、これは法律の問題なので、今すぐには進むことは難しいと思いますが、このような問題。離婚をした夫は1人になり、給与に変化はないんでしょうけれども、妻子を扶養していない分楽になる。こういう強制制度がないために養育費を支払わない男性も多いというふうに言われています。離婚の段階で不平等がこういうことでは生じてしまうということが大変現実としてあるということでした。

また、男女の給料の差が、先ほどの数字からも歴然と出ております。特に女性は、結婚によって住む地域も変わることもあり、出産などで仕事を中断する。こういうことが余儀なくされているというところでは、大変、男性に比べて、このような問題も多く出ていると思います。

貧困が生まれる、こういうような原因の一つには、経済的な面から教育を受ける環境が不十分ではないか、このようなことも言われています。貧困家庭からの貧困の連鎖、今後どう立ち入っていくかは、まずは教育の段階からの支援、生活とか就職、自立の支援をしていくことがとても大事だと考えます。また、先ほど、住宅のことを少し、家賃補助のことなども言いましたが、低所得者向けの住宅政策なども充実させていく、このことが重要なポイントではないかと思っております。

その一つには、民間住宅を借りるときの保証や初期費用を保証する、こういうことなども含めましてやっていかないと、貧困世帯でない家と同じ立場に立つことができない、このような状況も考えられます。さらには、高い専門性が求められる相談員、牛久市では家庭相談員というのでしょうか、ソーシャルワーカーという、そういうようなスキルを持った相談員というものが市では配置をされているのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

教育の問題では、同僚議員の不登校の質問の答弁にもありましたように、30日以上欠席をしている子供たちが平成28年度で、それぞれの理由、病気とかそういうものもありますが、かなりの数字、100名を超えているような数字も出ていますね。その中では、子供たちが今後、自己肯定感を持っていけるように、学校との連絡も重要になってくるのではないかと思います、この辺についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問のひとり親家庭の支援の中で、まず、入り口となるところでの相談員の質問につきましては、本市においては、こども家庭課が中心になっておりまして、まず、正職員が1名中心で行っております。それと非常勤職員2名、あと、ただいま御質問にもございました家庭相談員が3名で、それぞれの家庭の困り事等にかかわりを持って相談に当たっていただいているというような状況がございます。

特に、この家庭相談員の先生方は、月に約20世帯ぐらい相談に歩いていただいて、問題が大きくなる前に未然にその状態を把握して対応につなげていくというような作業を行っているところでございます。

専門のソーシャルワーカー、社会福祉事業にかかわるような社会福祉士あるいは精神保健福祉士がそれに当たるのかというふうに理解いたしますが、本市においては、精神保健福祉士1人をこども家庭課のほうに配置してございまして、心の悩み等も含めて相談に当たっているという体制をとらせていただいております。

また、貧困が教育に及ぼす影響という御質問もございますが、先ほども答弁させていただいたとおり、貧困の連鎖を防ごうという中で、学校とも連携を密にとらせていただいております。特に先ほど申しました家庭相談員を含めた家庭児童相談室が学校と連携をした件数でございますが、平成28年度では705件にも上る相談を行っております。きぼうの広場や児童クラブとも連携を図りながら、家庭相談員が、母親が苦手としている学校との連携のところ、そういったところをかわって学校とのパイプ役になったり、対応を進めているという状況がございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 専門職というか、精神保健福祉士の方がいろいろと心の相談なども

されているということなのですが、実際にこの人員で、こういうような深刻な相談等も出ています。月に20世帯、そのような対応、大変な状況ではないかと思いますが、その辺、今の人員でこれからの相談、多分深刻な相談等もふえてくると思いますが、その辺の対応については、人員をふやしていくとか、そういうふうな考えはどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 相談業務に当たります家庭相談員につきましては、先ほど申しましたように、大変重い仕事を担っていただいております。ただ、牛久市の場合は、それで十分かと言われるば、いや、それは多いにはこしたことはないんですが、全体を見回しますとそうも言っていられない中で、各課、先ほども申しましたとおり、教育委員会等と、あとは他の機関と連携を図りながら、現状の中でできることを行っているということで、多いから何かができるというようなことではないというふうに考えてございます。現段階の中でできる限りのことを行いながら、一人の不幸も見逃さないというような体制の中で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 現状で、中身をスキルアップしていくというふうに理解をいたしました。

いろいろと、学校との連携もあるということです。きぼうの広場、そこなども平成28年705件、子供たちをめぐる状況が大変深刻になっているのではないかというふうに思います。子供だけではなく、子供はやはり家庭のいろいろなことを背負ってあらわれてくるということもございますので、この辺については、人員を増員するということは今の中では厳しいというふうに受けたんですが、その辺は学校との連携を今後どのようにやっていくのか、その辺、きぼうの広場ということがありましたが、実際にもっと、きぼうの広場以外、児童クラブもあると思いますが、その辺の実情について、どのような連携をとっているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 教育委員会との連携につきましては、ひとり親世帯の支援について、大変重要であるということ为先ほども申し出てありますが、この連携につきましては、きぼうの広場だけではなく、議員が言われるとおり、児童クラブであったり、指導課の先生たちと、あるいは学校の先生たち、それと、場合によっては、重い事件になる場合は他の機関、こういったところと連携を図りながら対応に当たっていくということが重要となってまいります。

ちなみに、児童クラブあるいは教育委員会等と全体で家庭児童相談室が関係を持った件数につきましては、これは28年度でございますが、1,019件ということで、全体の家庭児童

相談がかかわる3分の1ぐらいが教育委員会と関係を持ちながら相談体制に当たっているというところがございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 教育委員会との関係というのが大変重要だということですが、今回、この問題をいろいろと調査していく中で、やっぱり子供たちがどういうふうこれから生きていくのか。そういうことを保障するためには、担当課だけじゃなくて、教育委員会の、子供たちの立ち直りが非常に大事だというふうに学びました。

やはり子供の貧困、そしてまた女性の貧困というのは、見ようしないと見えません。そして、それがわかった段階で私なども気づく、そしてまた、そういうような問題をこういうような形で議会で取り上げる。そういうことで、皆さんに知らせるといことが大変重要だということに感じました。6人に1人、そして7人に1人が子供の貧困ということ、いろいろ言われています。ということは、30人いるクラスの中では5人がこのようなことになっているということなんです、いろいろと支援の仕方については、学校は学校での支援の仕方があると思います。こういうような問題で、親のせいにならないで、子供たちを皆で支えていくということ、そのことが大変重要と考えます。以前に講演会などをやったときに、福祉の原点は、何でそうなったのか、こういうことを決して問題にしてはいけないということを言われました。今困っている人を支援する、このことが入り口だということもわかりました。

こういうふうには、貧困を初めとして困難を抱えている人は、多くのものを手放すこと、そして失いながら大人になっていく、こういうような大変深刻な状況などもわかりましたが、教育委員会で、例えばこういうような状況があったときに、どういうふうに対応していくのか、この辺、教育長、御答弁お願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小学校に上がってからの子供たちの実態というのは、一番よく発見するのはやはり学校の現場の先生方です。虐待があつて、親とかと会ってみると実はその親が孤立をしているとか。また、不登校で家庭訪問してみると最近離婚したと。また、困った子供たちの家庭訪問をすると、精神的にまいってしまっているとか。いろいろなことを発見するのは、やっぱり一番は学校かなという気がします。その発見した後、こちらにいろいろ報告をもらうんですが、そこから、先ほども申しましたように、福祉につないだり、きぼうの広場につないだりということをやっていますので、小学校に上がってからは、やっぱり学校での発見、そして、それを教育委員会から福祉につないだりというようなことで今やっているところであります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 小さいときからのいろいろな気づき、そしてまた、学校は学校での、小学校に上がってからはそういうようなことが発見しやすいということ。先生たちのいろいろな対応もあると思いますが、その辺をよくお願いしたいと思います。

続きまして、男女共同参画について質問をいたします。

貧困問題は女性の問題であり、男女共同参画の推進が不可欠だというふうな捉え方で質問を組み立てております。

貧困問題は女性の問題であり、男女共同参画を推進をしていく、このことが貧困問題を解決をする道筋をつけ、格差を是正する。このことを明確に男女共同参画ではうたっております。

具体的には、家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画を推進していくことがさまざまな困難を抱える人々にとって直面する問題の解決に不可欠であるとうたわれています。

さらに、女性に対する暴力のさまざまな形態に応じた根絶のための幅広い取り組みを総合的に推進することが必要。さらには、女性が当たり前働き続けることができ、暮らしていける賃金の確保、男女賃金格差の解消、M字カーブの是正、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取り組みが必要、このように記述もされております。

これまで、牛久市では、男女共同参画の推進基本計画（第2次）、これは2013年から2017年、これを進めておりますが、この内容につきましては、女性の貧困問題という記述が見当たりません。来年度以降、計画の策定があると思いますが、貧困問題も重要な項目となると思います。市の考えをお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） まず最初に、先ほどお答えできなかった、いばらき出会いサポートセンターの件をちょっとお答えさせていただきます。

まず、会員数なんですけれども、平成28年12月末の数字で、男性が会員数1,555名、女性が1,045名、合計2,600名となっております。この会員を中心に、結婚相談、ふれあいパーティーなどを通じまして、平成29年4月末現在ですけれども、開設から10年11カ月、累計の数字で1,790組の成婚数となっております。月平均13.7組です。

続きまして、男女共同参画の推進についての御質問にお答えします。

近年、男女共同参画についての意識を醸成するための教育の充実、就労の場における考え方の定着などにより、女性が職場で能力やリーダーシップを十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立できる環境となってきました。

一方で、ひとり親世帯や生活格差が生む貧困が社会問題となっており、国が策定した第4次男女共同参画基本計画の中では、「女性が当たり前働き続けることができ、また暮らしてい

ける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う」と記載があります。そのことを踏まえて、現在策定中である「第3次牛久市男女共同参画推進基本計画」においても、女性の貧困対策について、さまざまな角度からの取り組みの必要性、重要性を考慮し、計画に反映してまいりたいと考えております。

女性が社会でめざましい活躍・躍進をする中で、その陰に潜む賃金・待遇の格差や、離婚や介護などの要因により貧困に陥りかねない状況など、さまざまな弱者からの声に気づける体制及び人材の育成が求められているものと考えております。

女性の貧困問題については、社会全体の問題であるとの共通認識のもと、今後も庁内各部署や関係機関と情報を共有し、さらに連携を強化してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今後の策定に当たっては、そういうような内容についても取り組みをやっていくというふうに理解いたしました。男女共同参画ということから貧困問題が大変重要だという位置づけをやっていっていただきたいと思います。特に男女共同参画の中では、男性も女性もそういうような立場に立って進むということが重要ではないかと思います。

今、日本の家族形態は、以前は夫婦と子供、これで構成される核家族でした。あるいは高齢者がいる場合には3世代世帯が前提とされ、社会福祉もこれをモデルにして設計をされてきたところですが、御存じのように、今、社会的な背景から生涯未婚率、これも上昇をしているということです。

働き方については、これは女性の方なのですが、初めて仕事につくというのが正社員、大学を卒業してもなかなか正社員というところにたどりつけない、最初の仕事はアルバイト、または派遣など、非正規雇用からの就労が多いのではないかとというふうに報道されています。やっぱりその賃金の格差が、結果、離婚等による母子家庭に代表されるひとり親家庭の貧困問題、このことがクローズアップされてまいりました。さらには、若者の貧困問題がございます。これは以前にも取り上げたことがあります。ニートとかフリーター、あとはいろいろな理由によりひきこもり、稼働年齢になっても働かない、または働けない、こういう人々の生きづらさや働きづらさを抱えている若者たちが多いことも大きな社会問題です。

横浜市の男女共同参画センターが学校にも職場にも属していない若い女性の生活状況調査を実施しましたところ、彼女たちが成長する過程で幾つもの困難や体験を重ねていることがわかったといいます。学校でのいじめ、職場での人間関係のトラブル、精神科、メンタルクリニックなどの通院、摂食障害、不登校、家族からの暴力や虐待、セクハラや性の被害等、多くの困難を抱えておりました。学校でのいじめ、不登校、親の過干渉などが人間不信を招き、精神状態を不安定にし、その後の生き方や働き方に大きく影響を及ぼしていると言います。

女性たちの多くは、自活をするような働き方を願いつつも、仕事につけない、また非正規の不安定な働き方を余儀なくされております。生きづらさや働きにくさを抱えるのは、女性だけでなく、男性にも当てはまることから、男女共同参画、この視点が不可欠ではないかと考えます。

再度、牛久市の今後の第3次の計画のところに、このような問題をどのように考えていくのか、考えをお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 計画を策定していく中で、関係各課や関係者のお話をいろいろ聞きまして、計画に的確に反映させていきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 計画に策定をしていくということなのですが、現在、これはちょっとインターネットで取り出したんですが、牛久市の男女共同参画推進基本計画というのが2013年、2017年、これがネットで公開されています。こういう中で、いろいろと人権の問題、それが出てはいるのですが、この中に、やはり基本目標の1番、人権のところにも男女間における暴力の根絶の記述があります。女性は暴力的な支配構造に置かれやすく、例えばこれは2014年の調査ですが、配偶者からの身体的な暴行や心理的な攻撃、経済的な圧迫、性的強要のいずれか一つでも受けたことがあった、何度でもあったという割合は、女性では9.7%、男性では3.5%であります。また、配偶者の暴力相談支援センターへの相談件数は2004年が4万9,326件、これが2015年には10万2,963件と倍増している状況です。

暴力とか性被害に遭った女性というのは、PTSDなどの精神障害に陥りやすい。また、対人恐怖症などにより生活や仕事に支障を来し貧困に陥る可能性が高くなり、犯罪や暴力にも巻き込まれやすく、生活困難、貧困へのリスクが一層高くなると言われています。

市の男女共同参画基本目標の中では、現在のはうたっておりますが、市の暴力に対する考え方、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 男女間における暴力は配偶者や恋人などからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャルハラスメントなどがあります。個人としての尊厳を傷つけ、人権を侵害するだけでなく、男女共同参画の実現を阻む大きな要因となっております。近年、これらの暴力は傷害事件、さらには殺人事件に至る場合があり、大きな社会問題となっております。

これらの暴力が女性の心身の健康度を低くし、働くことや社会参加を困難にし、女性の貧困の一因となっているという状況がうかがえます。

さらに、暴力を振るう側に犯罪行為であるという認識が少ないことや、暴力を受けている側も、相談しても無駄であるとか、自分に悪いところがあるとか、そういう理由により適切な機関に相談しないケースも多く、子供にまでも被害が及んでしまう場合もございます。

このような状況を踏まえ、牛久市男女共同参画推進室では、毎週月曜日に男女のための悩み事相談を実施しております。男女間の暴力の相談だけではなく、さまざまな相談をお受けし、そして、今後も男女間におけるあらゆる暴力の根絶のために、被害者が相談しやすい体制の充実を図るとともに、関係各課や県、警察と連携しながら対応してまいります。また、本年度策定を行う第3次牛久市男女共同参画推進基本計画においても、男女間におけるあらゆる暴力の根絶については引き続き課題として取り組みたいと思います。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 相談しやすい体制をその中でつくるという、今、市長の答弁がございましたが、現在、相談、先ほど質問をいたしました、さらなるその充実に向けて第3次の計画の中で考えていくことなのかもしれませんが、その辺、将来的な問題かもしれませんが、相談しやすい体制について伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） お答えします。

先ほども市長からもお答えしましたが、関係各課や警察、それと福祉部門、そういうものを含めまして、その方が暴力を受けている場合には、市または警察のほうに相談しやすいような窓口を充実させて、その方の悩みを聞くとか、そういうきめ細やかな対応をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 暴力の問題につきましては、本人から言うのはやっぱり大変勇気の要ることでありまして、やっぱり今関係各課とおっしゃいましたが、その辺の周りの状況把握が決定的に重要になると思いますので、その辺は、今後について十分検討して実現できるようにお願いしたいと思います。

今回、私は女性の貧困問題を中心に、自治体の取り組みにつきまして質問をしてみました。かつては、地域の中で人とのつながりがありました。しかし、そのつながりも年々弱まっている現在、貧困問題は、女性が陥りやすいことは、経済問題だけでなくいろいろと出てきております。次世代を生きる子供たちも含め、貧困問題、これからの大きな社会問題、解決すべき問題と考えます。

今、8050問題、こういう言い方をされております。これは未婚の50代の息子や娘が80代の親を介護する。親の介護や自身の病気などで働く場所を失い、社会から孤立していく。

自分から声を上げないことから行政の支援が届きにくい、このような実態もあります。

貧困問題を抱えている当事者の発見、当事者や住民からの困難な実情を受けとめ、共有する。そして、解決するための具体策を話し合い、適切な支援とともに相談体制などの体制づくりを構築をしていくことが求められます。

滋賀県野洲市で取り組まれております「野洲市くらしの支えあい条例」など、全国で進んだ事例があります。ぜひ、牛久市でも先進地を参考にしながら、問題を解決するための支援体制が進むことを願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどいたします。

午後2時45分休憩

午後3時00分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。

通告に従って一般質問を進めてまいります。

初めに、大きな1番目としまして、放課後児童クラブの充実についてです。

最初に、名称について、御存じかと思えますけれども、確認の意味で整理をしておきたいと思えます。放課後児童クラブと学童保育は全く同じもので、学童保育の保育者を指導員といい、児童クラブでは支援員というようなことになっております。よろしく願いいたします。

学童保育として当初から始まったものなんですけれども、国も市も法整備や条例等を整える中で、児童クラブというふうな名称を変えております。保育ではなくても、内容が、児童を見守るだけでもよいというような事業に変えてしまっていると認識しております。質問の中で、両方を使うこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

昔、学童保育は、昭和30年代から母親の就労が増加する中で、保護者が家庭にいない子供たちのために、鍵っ子対策としての学童保育として、保護者等の自主運営、また市町村の単独補助事業として全国的に広がってきたことに始まりまして、その後、放課後児童クラブとして地域の実情に応じてさまざまな運営形態によって展開されてきました。

当時の厚生省、昭和51年から留守家庭児童対策や健全育成対策として国庫補助を開始しま

したけれども、平成10年になって、やっと放課後健全育成事業ということで法定化されました。そして、最近になって、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を契機にしまして、対象年齢の拡大と基準の策定、放課後児童支援員の資格化、それから職員の処遇改善のための方策等が実施されて今日に至っております。

牛久市においても、30年も前のことになるんだと思いますけれども、学童保育の必要性がなかなか認識されず、ある母子家庭のお母さんは、当時の町役場に相談したところ、子供さんを図書館に置いていきなさいと言われ、仕事の都合をつけて子供を図書館に連れていったけれども、お子さんはたった1人で図書館にいることもできず、やめて、鍵っ子になったという話、今でも聞かされて胸が痛みます。牛久市の各学校に現在図書司書が配置されたのも、歴史的にはその流れから来ているということも知りました。

いずれにしても、働くお母さんたちが放課後も子供たちが安心して過ごすことができる学童保育、今では児童クラブがこうして長い年月を経て法制化され、補助事業となり、制度として整備されてきました。近年に至っては、牛久市でも他市に先駆けてガイドラインをつくり、6年生までの受け入れを行うなど、力を入れてきたことは承知しております。

しかし、昨今の児童クラブに対する保護者のニーズの高まりには目を見張るものがあります。急増する利用者の実態に現場の悲鳴すら聞こえてくる状況があります。少子化の中でも経済的に厳しい環境や社会的に活躍するお母さんたちの就労の増加などが社会的背景としてあると思います。

この学童保育、今までの話でもおわかりと思いますけれども、大変歴史があります。全国的には、全国学童保育連絡協議会が1967年に結成されました。50年前に結成されたこととなります。学童保育の普及発展を積極的に図り、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として保護者と指導員が立ち上げたわけですね。民間の学童保育専門の団体となっているわけです。保護者とか指導員、研究者などがともに国に対して学童保育の制度化を求めたり、研究集会を開くなど、運動を続けてきているわけです。

ことしも11月には神戸にて第52回全国学童保育全国研究集会が開かれました。全国各地で学童保育所がふえる中で、運営主体の多様化が進む学童保育という分科会があり、その分科会の中で、今現場で何が起きているのか、運営主体が異なっても質の担保をどうすればいいのかといった直面する課題について活発に意見が交わされたようです。

牛久市でも、放課後児童クラブの支援員の確保に苦労され、今議会では、議案第66号、社会福祉法人その他事業の適切な運営が確保できると認められる者に委託して実施することができるということを追加した条例改正議案が提案されております。これはまさに、市が確保が困

難になっている支援員を民間で確保できるようにするという改正なんですけれども、今、全国に実際には広がっているように、将来的に丸々業務委託につながっていくのではないかと危惧しているところなんです、そのような問題意識もあって質問をするものです。

まず初めに、放課後児童クラブ運営指針、これは厚労省が平成27年3月に出しておりますけれども、それに基づく放課後児童健全育成事業の役割と目的について、どのように認識をしているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 放課後児童クラブの運営指針とは、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童クラブにおける育成支援の内容とそれに関連する事項を定めたもので、言いかえれば、児童クラブでどのような支援を、どのように行っていくかを定めたものでございます。

そして、この運営指針には、放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならないと記されております。

放課後児童健全育成事業は、この運営指針に基づきまして、小学校に就学している子供のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用いたしまして、適切な遊び及び生活の場を与えて子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ろうとする事業でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それでは、放課後児童クラブにおける育成支援、事業の内容ですね、それについてどのように規定されているか、お伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 放課後児童クラブにおける育成支援の内容でございますが、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えまして、安全面に配慮しながら、子供がみずから危険を回避できるようにしていくとともに、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等によりまして子供の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないとされております。

そして、放課後児童クラブにおける育成支援には、次のような内容が求められております。

子供がみずから進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助すること。子供の出欠

席と心身の状態を把握して、適切に援助すること。子供自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにすること。放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにすること。子供が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにすること。子供が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的にかかわることができるようにすること。子供にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供すること。子供が安全に安心して過ごすことができるようにその環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにすること。放課後児童クラブでの子供の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うこと等でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 今お聞きしましたように、国がおくれればせながら示したこの基準や運営指針ですけれども、国の育成支援の方針は非常に素晴らしいと思います。子供たちをただけがしないように見守っていればいいなんて、どこにも書いていないわけですね。特に5点目、子供が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにすること。そして、子供が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的にかかわることができるようにすること。そして、さらには、放課後児童クラブでの子供の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うこと、ということも。非常にこの方針に基づいて現場でやれば大変素晴らしいことではないかと思えます。

私たちも現場を見せていただいておりますけれども、なかなか現実には厳しい状況に見えます。余りにも国の指針と現場の状況がかけ離れているのではないかとさえ思われるわけなんです。市の方針、現状と課題について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久市の児童クラブは、国の放課後児童クラブ運営指針にのっとりまして、保護者の就労と子育ての両立を支援し、土曜日や学校の休業日等を含む放課後の時間帯において、安全・安心な生活の場を提供し、「遊び」及び「生活」等の学びの場を通して子供たちの健全育成を図ることを目的に8つの小学校の敷地内で運営いたしております。

入級児童数でございますが、過去5年間におきましては毎年10%強の伸び率でふえ続けておりまして、平成24年5月1日現在で763名だったものが、平成29年、本年5月1日現在では1,368名、約1.8倍になっております。

また、今後の見通しにつきましては、中根小学校を除き、小学校への入学児童数は減少することが予想されますけれども、共働きの世帯の増加等によりまして児童クラブに入級する児童の割合は増加していくと。その結果、今後3年間においても入級児童数はふえることが予想さ

れております。

このような中で、現在一番の課題となっているのは、放課後児童支援員の確保が難しくなっているということでございます。放課後児童支援員は、平成29年5月1日現在、129名を任用しておりますが、勤務時間が放課後の14時ごろから19時ごろまでという、その労働条件の特殊性から、慢性的な人手不足の状態でございます。現在、60歳以上の支援員が約50%を占めているような状況でございます。また、年齢から来る体調不良や親の介護など家庭の問題による急な欠員も多く、その補充が難しい、そういう状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、「放課後子ども総合プラン」があるわけですが、そのプランとの関連について伺います。

「子ども総合プラン」では、厚労省が管轄する放課後児童クラブと、それから文部科学省の放課後子ども教室、この2本立てとなっているわけですが、その2つの事業の違い及び関連性についての御説明をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、あるいは連携して実施し、総合的な放課後対策を図ろうとするものでございます。

この中で、放課後児童クラブの運営事業は、厚生労働省が所管官庁でございまして、子育てと仕事の両立支援を目的として、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に生活の場、遊びの場の提供が行われるものでございます。

一方、放課後子ども教室の実施事業は、文部科学省が所管官庁でございます。全ての子供たちの安全・安心な居場所づくりや、地域の教育力の向上を目的として、活動を希望する全ての児童を対象に学習の機会の提供や体験・交流活動の機会の提供が行われるものでございます。

このほか、放課後児童クラブでは、児童クラブを運営するための専用のスペースと放課後児童支援員の配置が必要であるとともに、開設時間が公設の場合、延長を含めて19時ごろまでですが、放課後子ども教室では、実施場所が余裕教室や体育館、校庭等の小学校施設や公民館等になること、また実施体制については地域の方々の参画等を想定していること、さらに活動時間が長くても17時30分ごろまでであることなどの違いがございます。

牛久市では、児童クラブについては、全ての小学校で実施している一方で、放課後子ども教室は、平成19年度から平成27年度にかけて、各小学校で年2回程度実施してまいりました。しかし、活動の内容が土曜カップ塾の活動と重複することから、土曜カップ塾が全小学校で実

施されるようになった平成28年度からは実施していない状況でございます。

なお、平成26年度から実施している放課後カッパ塾の活動は、学習に特化した放課後子ども教室の活動とも位置づけられております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 放課後児童クラブと放課後子ども教室については、自治体によってはかなりごちゃまぜに行っているところもあるように見受けられるんですが、牛久市の場合は、現在のところ、ある程度きちんとすみ分けをして、働いている保護者の場合は児童クラブ、そうでない子供もカッパ塾として放課後子ども教室に位置づけているところは評価できると思います。

次に、児童クラブを支える放課後児童支援員について詳しくお尋ねをしたいと思います。

児童1,368名に対して、現在129名の支援員で対応をしているということでしたけれども、まず最初に放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善についてです。

現場にとって、本当に支援員の確保が大きな問題となっているということを伺いましたけれども、その背景には処遇改善が課題と思われそうですが、市の現状はどうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久市の放課後児童支援員は、非常勤特別職の身分としての位置づけのもと、その報酬額は、時間額で900円以上1,500円以下で市長が定める額と規定されております。したがって、新規採用時には時給900円で雇用いたしております。

また、放課後児童支援員の任用期間は1年以内となっておりますが、必要に応じて再任用をすることができることとなっております。そして、再任用をするときには、勤務成績に応じて、既に受けている1時間当たりの報酬額に20円を超えない範囲で加算した額を報酬額とすることとしており、平成29年5月1日現在の平均の報酬額は時間当たり1,015円となっております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 市の支援員、非常勤特別職として位置づけているということですが、そうしますと、いわゆる正規職員か非正規かということになると全員が非正規ということと思われそうですが、その点を確認いたします。

また、牛久での勤務の経験年数の平均はどのくらいなのかということをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 先ほども申し上げましたが、現在任用している放課後児童支援員は、全員が非常勤の特別職職員ということでございますので、言いかえれば非正規とい

うこととなります。平成29年5月1日時点での任用職員数は129人ということでございまして、平均の経験年数は約6年となっております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 先ほど慢性的な人手不足とありましたけれども、ほかに比べてよい条件であれば確保しやすくなるのではないかと安易に考えるわけなんです、その辺について、多少なりとも改善の考えがとおりかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 放課後児童支援員の報酬額について、県南各市町村を調査いたしましたところ、時間額850円から1,070円の範囲となっております。ただし、牛久市のように、昇給制度がない自治体が大部分でございまして、牛久市の平均報酬額は先ほど申し上げましたが、時間額1,015円ですので、決して悪い条件での任用ではないものと考えます。また、現在、新規採用時の報酬額は時間額900円で、この金額は一般職非常勤職員事務職員の1時間当たりの報酬額とも整合性のあるものとなっております。

しかしながら、放課後児童支援員という職種が平成27年度から学童保育の指導のための専門資格となったことを考慮いたしますと、支援員の確保のためには、今後、改善検討の余地はあるものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 支援員について、国の指針の中でも27年度より学童保育の指導のための専門資格となったということなんですけれども、その専門資格ということについて、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 平成27年4月から児童クラブを実施する場合は、1つのクラス単位当たり2名の放課後児童支援員という学童保育の指導のための専門資格者を配置することが義務づけられました。放課後児童支援員の資格を取得するには、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭等の有資格者及び高校卒業以上で児童福祉事業に2年以上従事した方などが都道府県で行う資格認定研修を受講することで放課後児童支援員の資格を取得することができます。牛久市では、既に42人が資格取得済みでございまして。

なお、当面の経過措置がございまして、平成32年3月末までの間は、資格認定研修の受講及び修了することを予定している方も放課後児童支援員とみなされ、放課後児童クラブの配置基準に適用されるというような経過措置がございまして。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 支援員の資質向上の取り組みということについてなんです、全

国学童保育研究集会の中では、働く時間は子供が来てからを基本にしているため、指導員全員そろっての会議とか取り組みの準備ができないというようなことが話されたようです。子供たちが毎年楽しみにしていた行事も、食中毒やけがのリスクを避けるため取りやめるとか、それから外遊びが制限されているなど、なかなか子供たちが行きたくなる学童をつくりにくい状況も生まれていると報告をされていたようです。

専門職としての力量を高めていくという職員の気概、それが育てることがなかなか難しく、質の向上につながっていないなど、なかなか厳しい状況があるようですが、これは全国の研究集会の中での論議されたお話のようなんですけれども、牛久市では、そういう点ではどうなのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 放課後児童支援員の資質向上につきましては、茨城県が実施する放課後子ども総合プラン研修や放課後児童支援員認定資格研修への派遣のほか、牛久市独自の試みといたしまして、全支援員を対象にした全体研修会を年3回、また、新任者を対象にした研修を年2回行っております。

また、今年度からはきぼうの広場と連携いたしまして、支援の必要な子供への対応についての研修も実施しているところでございます。

さらに、退職された元校長先生を任用いたしまして、現場を回りながら、支援員に対して日々の業務を通しての教育訓練（ON-THE-JOB-TRAINING）を行っているところでございます。子供への接し方や親への対応など、元校長先生の専門的な知識と経験は支援員の資質向上に大いに役立っていると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それでは、主任の支援員の役割についてなんですけど、それぞれの児童クラブで主任がいるわけなんですけれども、その主任の考え方、対応の仕方によって、大分その雰囲気とかいろいろ変わってくるのではないかと考えられるわけなんですけれども、主任の身分と責任についてはどのように対応されているのか。研修を独自に行っているのか。その点について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 市内8つの児童クラブでは、児童クラブごとに主任支援員を各1名配置するとともに、人数は児童クラブの規模により異なりますが、副主任を1名から数名配置することで現場の円滑な運営に努めております。

主任及び副主任は、支援員の中から経験年数や勤務成績等を考慮して選任しておりまして、報酬額については、主任手当及び副主任手当という考え方から、条例の定められた金額の範囲

内での増額支給を行っております。

主任支援員の主な仕事といたしましては、現場の責任者として支援員の活動を総理するとともに、支援員の勤務シフトの作成や調整、保護者への対応の窓口等の業務、これを行っております。

また、主任支援員への独自の研修は実施していませんけれども、毎月1回主任支援員会議を開催いたしておりますので、その際、各児童クラブで個別に起きた問題につきまして、牛久市児童クラブとして共有をいたすとともに解決策を探求する話し合いを行うなど、ケース会議のような場を設けて全体のレベルアップに努めているところでございます。

なお、児童クラブの円滑な運営には、現場の責任者としての主任の強いリーダーシップは不可欠と考えます。今後、月1回の主任支援員会議の場を有効に活用いたしまして、さらなるリーダーシップの育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久市は、6年生までの受け入れをいち早くやって、国のほうが後からくっついてきて6年生までの受け入れになっているように思うわけですが、実際に、1年生から6年生まで、年齢の幅の開きが非常に大きくて現場の対応が非常に難しいというふうに考えられるんですが、現状はどのようになっているのか。1年生から3年生までと、それから4年生から6年生まで分けて保育しているところもあるように聞いておりますが、どこどこなのか。また、全体でやっているところはどのくらいなのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久市の児童クラブでは、国の政策に先駆けまして、平成20年度から小学校6年生までの受け入れを実施しております。平成29年5月1日現在の入級児童数1,368名の学年別内訳は、1年生が369人で全体の27%、2年生が336人で25%、3年生が309人で23%、4年生が198人で14%、5年生が108人で8%、6年生が48人で3%となっております。このように6年生まで受け入れてはいますが、現状としては1年生から3年生までで75%を占め、5・6年生は11%という状況でございます。

児童クラブは、家庭的な環境の中での生活の場でありますので、基本的に学校のような学年別のクラス分けは行っておりません。つまり、1年生から6年生までが同じ空間で生活するわけですが、やはり年齢の差が大きいほど一緒に遊ぶような光景は見られないのが現状でございます。しかしながら、一緒に生活する環境は、高学年の子供たちの落ちついた態度が低学年の子供たちの行う迷惑行動の抑止力となり、全体的に落ちついた環境をつくり出していること

につながっていたり、人とかかわることが苦手な高学年の子供にとっては、低学年の子供の面倒を見る機会があることで同学年の子供同士の関係だけでは築けない自己有用感を持つことができるというメリットがあることも事実でございます。

なお、前述したとおり、基本的には学校のような学年別のクラス分けは行っておりませんが、中根小学校児童クラブ、岡田小児童クラブ、奥野小児童クラブでは、特別教室を共有したり、児童クラブの居室が普通教室と隣接しているなどの物理的理由から、高学年の5・6年生だけのクラスをつくって運営している状況もございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） プラス面もあるようではありますが、なかなか厳しい面もあるのではないかと思います。

今後の対策として、5・6年生の受け入れ及び対応については、状況を見きわめた上で何らかの対策をとっていかなければ、ますます急増する児童クラブの維持、運営が難しくなるのではないかと思いますけれども、その考え方について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 児童クラブを利用する児童がふえ続けている現状の中で、施設や支援員の確保には限界があり、市民の子育てと仕事の両立支援を担保しながら、児童クラブを利用する児童の抑制についても考えていかなければならないものと認識をいたしております。

そのような中、高学年の5・6年生については、家庭の中で十分生活することができる場合もあろうと思いますので、一律入級をお断りするということではなく、各御家庭の事情をお聞きしながら、利用を希望する保護者との合意の上で利用する児童の抑制ができるような対応も検討していきたいと考えております。

また、事業の趣旨、目的は異なりますが、保護者にとっては、放課後子ども教室もお子さんをお預かりするという点では本質的には同じであると言えます。さらに放課後子ども教室の実施には専用のスペースを確保する必要がないということから、施設の面からも利点が多いものと思われま。お預かりする時間は17時30分ごろまでと、児童クラブに対して短縮はされますが、17時30分まで預かっていただければよいというニーズに対しては、児童クラブにかわる受け皿としての活用ができないか、これは一考に値するというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それでは、次に、障害児受け入れ強化推進事業ということがあるわけですが、その充実についてなんです。障害を持った児童の受け入れについては、

重度の場合、またグレーゾーンと思われる児童の場合など、どのように対応しているのか。研修などが特別に必要と思われるわけですが、その点についてどのようにしているのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久市の8つの児童クラブでは、平成29年5月1日現在、学校で特別支援学級に在籍している児童を36名受け入れております。また、文部科学省からは、現在、全児童の6.5%程度はグレーゾーン、要は発達障害ではないかというような者を含め、何らかの支援が必要な子供たちであるとの見解が出されており、児童クラブにおいても、相当数支援の必要な子供が入級していることが予測されます。

このような中で、通常支援員の配置は、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づきまして1クラス3名程度の配置をしておりますが、これは現場とも相談の上、必要と判断した場合には加配による配置をしているところでございます。

なお、特に重度の場合と判断したときは、その子のために1名加配するというような対応をとることもございます。

近年、支援が必要な子供に対する対応につきましては、現場の支援員からも相談や研修の要望が多く寄せられております。そこで、支援員の資質向上についての御質問にもお答えいたしました。今年度からはきぼうの広場と連携いたしまして、各児童クラブごとにケース会議を実施し、気になる子への支援体制づくりの研修を始めたところでございます。支援の必要な子供への対応は今後ますます重要になるものと考えますので、研修の充実に努めるとともに、専門的知識等を有する支援員の確保についても検討していきたいというふう考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、利用料の免除についてですが、負担金やおやつ代、消耗品代などについて、生活保護や非課税などの場合などの減免はどのようにしているのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久市の児童クラブ運営におきましては、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収しており、午後6時までの通常開級時間の場合、負担金として月3,000円を負担いただいております。また、そのほか、今年度からおやつ提供を公会計で実施しておりますので、間食費及び児童消耗品費として、負担金とは別に2,000円を納付いただいております。

そして、これらの費用につきましては、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する

条例第16条の規定によりまして、条例に明記された事由に該当するときはこれらの費用を免除することができるかとされております。

なお、条例に明記された事由とは、負担金の場合は生活保護法に規定する保護を受けているときや住民税が非課税であるとき、また、月を通して児童が通級を休止することについてあらかじめ届け出があった場合などでございます。おやつ代である間食費や児童消耗品費については、児童のアレルギー疾患等によりおやつを提供しないときや、月を通して児童が通級を休止することについてあらかじめ届け出たときなどが免除することができる事由として規定されており、運用している次第でございます。

なお、平成29年11月末現在での負担金の免除を受けている児童数は82名となっております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 最後に、市長にお伺いしたいんですけども、牛久の児童クラブ、本当に一生懸命やっているじゃないですか、公立で。そういう中で、今回、条例の改正などで、民間の業務委託、また指定管理制度の導入などに道を開くことになるのではという、取り越し苦労かもしれませんが、そういう危惧を感じているわけですね。将来的に民間委託にしていく考えはあるかどうかということを経理に確認したいんですが。

今、全国で何が起きているかということなんですけれども、さきの全国研究集会でも、大きな危惧として挙げられたことは、株式会社が運営する学童保育の増加と、そのもとでの質の問題ということが非常に大きく取り上げられているわけなんです。2015年に実施された子ども・子育て支援新制度は、公的責任の後退と、それから保育の市場化が危惧されていたわけなんですけれども、予測どおり、学童保育でも民間委託、指定管理者制度の導入が全国で急増しているわけで、中でも、株式会社運営の学童保育で新制度が始まってからの3年間で約3倍にふえているということなんです。自治体からの委託を請け負う企業の中には、カラオケ大手企業や寮やホテル事業を手がける企業など、学童保育と関係のない異業種からの参入も相次いでいるということなんです。また、そこで働く指導員からは、企業であっても指導員の確保には相当苦労しているという現場の発言も出ていたようです。

一方では、埼玉県の坂戸市の参加者からの報告の中では、保育関係者と一緒に保育をよくする会をつくり、民営化を進めようとする市長や議員とともに意見交換の場を持って、民営化をストップさせてきた経験なども報告されていたようです。その中で、職員の給与も引き上げることができ、長く働き続けてくれる指導員もふえてきたという、かなり前向きなうれしい報告もあったようです。

牛久市の児童クラブの今後の方向性について、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のもとへ児童クラブについて原課からいろいろな話がありました。そして、そういう説明があった時点で、私のところに児童クラブにかかわる職員がおりまして、私たちを首にするのかという話をいただきました。私もその状況はちょっとわからなかったんですけども、職員の話し方をちょっと違った方向に持って行ってしまったことで、そういうような誤解を生んでしまったということも事実ございました。決して、私はそういうものじゃなくて、やはり私は教育でも考えています。教育に業務委託というのはちょっと公立では考えがないというスタンスでございます。

ですから、そういうもので、私はしっかりとした教育をするためには、どういう人がやっていいのか。やっぱり地元にいる人、そして経験している人が、これが一番いい教育ができるんじゃないかということで、私もちょうど2年前に、ある会合でお会いして、ちょうど私が三中のPTAをやったときの校長先生がおりました。「先生、今何しているんですか」と言ったら、「何もしていない」と。「じゃあ、先生、ちょっと牛久の児童クラブ手伝ってよ」ということで、週1回ほど今お願いしています。

ですから、そういう非常に、学校のそういう先生たち、そしてまた、そういういろいろなことを経験した方たちも入れることも私はいいのかなと。ただ業務委託じゃなくて、そういう本当に教育に関連した者じゃないと、これから安心して子供たちを預けられないということだと思います。

私、今、国でも高校無償化という話がいろいろ取り沙汰されていますけれども、でも、違うんじゃないかな。もっと子供たち、こういう学童クラブとか、それから学校の先生の手当とか、幼稚園とか保育所の先生の手当とか、これが先なんじゃないかなという私の率直な感想でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 今、市長のお話を伺って安心いたしました。が、これからはちょっと気をつけて見ていきたい問題だと思っております。

次に、大きな2番目としまして、地域公共交通の近隣市との連携協定についてを質問したいと思います。

その前に、市内をめぐるかっぱ号の状況について、現状と課題について質問をいたします。

最近、かっぱ号のパフレット、カラーで、「かっぱ号と路線バスで巡る小路ガイド」などと、ルートや時刻表とともに、広報と一緒に配布されたりして、市民に身近に利用を促す努力も見られるところです。利用者の傾向なども含めて、現状についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

コミュニティバスかっぱ号は、平成25年4月に通勤ライナー2ルートと日中ルート5ルートからなる現在の運行形態になっております。

この間の利用者数の推移は、平成24年度に18万9,316人であったものが、平成25年度には24万7,467人に増加し、平成27年度では29万1,247人にまで増加傾向を見せておりましたが、昨年度の平成28年度は29万670人で、前年度とほぼ横ばいとなっております。これにつきましては、私立高校のスクールバス導入で路線バスやかっぱ号における通学利用者が減少したことが原因の一つであると考えております。

本年度に関しましては、9月末現在で、昨年度同時期と比較して4,116人の減少となっており、この状況に基づき試算した運賃収入の減少分を補填する運行補償金の補正予算案を本議会に上程させていただいております。

減少の原因について、現時点でははっきりとしたことがわかっておりません。直近の10月の利用者数では前年同月と比較して1,420人の増加となっており、年間を通じての利用者数増減については予測の難しい部分がございます。

JR牛久駅の1日平均乗車客数の統計を見ますと、平成22年度が1万4,691人であったものが、平成27年度には1万3,333人にまで減少しております。このことから、原因の一つとして、団塊の世代の本格退職による通勤利用者減少の影響などもあろうかと思われませんが、今年度中に公共交通アンケートを実施し、原因を調査したいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 昨年の6月に発行されました牛久市公共交通網形成計画中では、利用者については、平成15年は5万6,000人だったのが27年には29万人を超えてふえているというふうに報告されているわけですね。ただいま、直近の中では変動があるようですね。ただ、その中で、市民ニーズについてアンケートをとった結果なども報告されているわけなんですけれども、公共交通の必要性が高い人は、若年層と70歳以上の高齢者であること。また、10代、20代の男性、70歳代の女性、80歳以上の男女というふうに、かなり利用者層をはっきりと捉えることができたという報告をされているわけですね。また、主な外出目的は買い物が多く、42.3%となっていると。公共交通を必要であると感じている人の割合が高く、現在の公共交通の必要性を感じている人は約7割、将来の公共交通の必要性を感じている人は約95%に達しているということですね。

もう一つ、税金を投入して公共交通を維持することを受け入れる人の割合も高く、税金の投入額をふやしても、さらに充実させるべきと考える人の割合が約5%ふえているという状況が

アンケートの結果から報告されているわけなんです。

これらから考えられることは、一つには、利用者層のニーズが特定されてきているので、今後の充実に向けての研究、改善に生かすことができると考えるんですが、その点についての見解をお伺いしたい。

それから、もう一つ、税金の投入についての考え方なんですけれども、アンケートから、市民の公共交通に対する意識が変わってきているのではないかというふうに思うわけなんです。当初は、空気を運んでいるとか、税金の無駄遣いだとか、かなりかっぱ号に対するバッシングも聞かれていた時代もあったわけなんです。違ってきているのかなど。今は、市民の足をどう確保するかという点での福祉としての認識が変わってきているのではないかというふうに、この計画書を見て思ったわけなんです。

この2点についてどのように認識をされるのか伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にありますアンケートは、牛久市の公共交通について実施したものでございまして、平成27年の11月21日から12月6日の間で16歳以上の市民3,000名を対象に実施され、1,284名の回答がございました。

同アンケートの分析結果として、公共交通を必要としているのは若年層と70歳以上の高齢者、そして、買い物目的の移動が多いなどの傾向が見られ、牛久駅、ひたち野うしく駅周辺の市街地及び郊外団地間での移動が多いといった特徴もあらわれております。これらのうち、市街地及び郊外団地での移動が多いという移動の特徴につきましては、平成25年度のかっぱ号の通勤ライナーや日中ルートの設定というものが適切なものであったことの検証に生かすことができたのではないかというふうに捉えております。

また、公共交通を必要としているのは若年層と70歳以上の高齢者、買い物目的の移動が多い等につきましては、今後のルートの見直しの際に、現ルート上の医療機関であるとか大型スーパー付近などへのバス停の見直し等の際に参考にしてまいりたいというふうに考えております。

それと、高齢化の進展に伴う高齢者人口の増加などの現状を踏まえますと、運転免許の返納も相まって、自分の力では移動できない市民というのが増加していくことが予想されます。一方で、先ほどもお答えしましたように、かっぱ号の利用者数というのは、平成27年度までは増加傾向を見せておりましたが、昨年の平成28年度はほぼ横ばいとなっているわけでございます。これらのことから牛久市地域公共交通網形成計画にもありますように、コミュニティバスの拡大というのは、現時点ではひたち野地区などの市街地が有効で、市街化区域や郊外団地の外側の区域におきましては、市がタクシー会社に委託して行う乗り合い型タクシーなどを使

用したデマンド型移送サービスが有効であると考えております。しかしながら、このサービスは市民一人一人に提供されることが多いために高額な費用もかかるということで、議員の御指摘のように、福祉的な性格が強いものとなっております。他自治体の事例では、非常にコストがかかることから、ボランティア移送サービスの担い手の検討を行うことで経費の節約を努めた後に、行政としてはサービスの開始を検討したいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、近隣市との連携協定についての質問に移ります。

地域公共交通の広域については、国の方向性がどうなっているのか。また、市の実施プログラムの中では隣接する市町との連携による広域公共交通網の形成が掲げられており、目標の一つになっているわけですが、その取り組みの状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 近隣市との連携協定についてでございますけれども、現在、牛久市におきましてはJR東日本常磐線牛久駅及びひたち野うしく駅の2つの鉄道駅を中心にバス網が整備されており、隣接するつくば市のTX、つくばエクスプレス、こちらのみどり野駅及びつくば駅に向かって、牛久駅ーみどり野駅間で平日で片道29便、土日祝日片道19便、ひたち野うしく駅とつくば駅間に平日片道46便、土日祝日片道39便の路線バスが運行されており、民間バスの事業者によるサービスが提供されております。

コミュニティバスの運行に当たりましては、公共交通の大きな原則として、「民間事業者の活用」が基本となります。国土交通省から出された「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」においては、公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完するもので、「導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合をすることのないよう十分に検討すべきである」とされております。

それらを踏まえた上で、平成29年3月に策定しました牛久市第3次総合計画後期基本計画におきまして、「コミュニティバスの近隣市町村への相互乗り入れ、相互利用などを推進する」としております。この考えに基づき、現在、かっぱ号がつくば市の宝陽台地区をルートとしており、弁天前停留所でつくば市のコミュニティバス「つくバス」との乗り継ぎが可能となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ことし、地域間連携での稲敷広域エリアバスが実現して、今、実験的に走行している。そのほか、さまざまな相互乗り入れに関する要望などがあると聞いてお

ります。例えば、お隣のつくば市荖崎では、つくばのコミュニティバスを牛久駅に乗り入れることができるようにしてほしいという、議会に請願や要望書などが提出されて採択されているということも聞いております。また、稲敷との関係、龍ヶ崎との関係等々、今後の期待も含めてさまざまなニーズが出てきているというふうと考えられるわけですが、把握していることが担当課のほうであれば伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 稲敷エリア広域バスでございますけれども、江戸崎・牛久、江戸崎・阿見、美浦・龍ヶ崎の3ルートで本年2月に実証運行が開始され、10月で9カ月が経過いたしました。

この間の利用者数は、平成29年2月から10月までの3ルート合わせて7,692人、バス1台当たりの利用者数は平均で1.3人となっており、牛久市のコミュニティバスかつば号の平均10.7人と比較しましても利用者数が少ないのが現状でございます。

このため、さきの9月議会での杉森議員の一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、利用者数増加を目的として、江戸崎・阿見ルートを荒川沖駅経由とするなどのルート変更・延伸を3路線全体で3件、牛久市久野町の牛久市道7号線であります鎌倉街道沿いの農芸学院バス停新設を含みます停留所増設を5市町村全体で10カ所などのバス利便性向上の対策として11月から実施しているところでございます。

これらの対策が効果を上げることを期待しつつ、現在、実証運行に参加している茨城県及び5市町村において、来年度の運行継続に向けて検討、協議を進めているところでございます。

相互乗り入れに対する要望につきましては、稲敷市のコミュニティバスが牛久市奥原町地内を通過しておりまして、地元奥原行政区から停留所設置の要望が寄せられております。ほかにも、つくば市のコミュニティバスであるつくバスに関しまして、牛久駅への乗り入れ要望がつくば市のタウンミーティングにおいて上がっていると聞いております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） なかなか、近隣市町村と連携したりしながら模索をするという、ちょっと市内だけでは解決できない問題がいろいろ出てくるかと思うんですけれども、広域公共交通審議会があると思うんですけれども、そういうものに対して牛久の市長また担当職員などが参加することができるのか。また逆に、牛久の審議会に他の市町職員が参加するようなことができるのか。要するに、そういうことを研究するような場があるのかどうかということについて伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 基本的に自治体の公共交通会議につきましては、その自治

体で公共交通を運営している担当者並びに関係者の集まりでございますので、他市の会議に出席するということはありません。また、県や県南といった広域で運行されている公共交通に関しては、その単位での協議会というものがございます。また、相互に問題を認識する場といたしましては、本年2月から、つくば市ほか4市で構成されております公共交通網の広域連携を図る検討会議に当市も正式加入し、構成市で情報収集・交換を行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 今のお話の中で、ことし2月からつくば市ほか4市で構成されている公共交通網の広域連携を図る検討会議に市長が正式に参加しているということなんですけれども、その4市というのはどこどこなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） つくば市ほか4市というのは、下妻市、桜川市、筑西市、常総市です。これに牛久市を加えました6市で同会議は運営されておまして、本年度の具体的な事業としましては、つくば市・筑西市間とつくば市・桜川市間で広域連携バスの実証運行が既に実施されているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これまではコミュニティバスが、先ほど申しましたように、各自自治体内での走行しか考えられなかったかもしれないんですが、今後においては、お互いに自治体間での相互乗り入れやつなぐ役割を模索しつつ、住民の利便性を図るということも求められてきていると考える段階かと思えます。

牛久でいいますと、つくば市、龍ヶ崎、それから稲敷市等々との連携というのが住民にとっては身近なつなぎということで考えられるのではないかと思うんですけれども、一步踏み込んで、牛久市が中心となって関係機関と調整して進める方向性を持ってほしいと考えるわけなんです、その点についての考え方を聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 公共交通における自治体間連携の重要性は各自自治体においても認識されております。先ほど申し上げたとおり、牛久市においても公共交通網の広域連携を図る検討会議に参加し、他市との情報交換を行ってまいります。しかしながら、稲敷エリア広域バスに見られるように、複数の自治体をつなぐ路線の場合、各自自治体のニーズや地元の事情が異なっており、費用負担の面からも調整も大変難しい、茨城県などからの財政支援を伴う呼びかけがないと、実現は困難でございます。

先ほど答弁しました公共交通の大きな原則がございます。広域バスの利便性向上により民間

事業者が撤退するような状況になれば、結果としてはコミュニティバスのコストがさらに上昇することになり、市の負担がふえ、本末転倒となってしまいます。

市といたしましても、住民の利便性の向上の重要性は十分認識しております。先ほど申し上げた稲敷のコミュニティバスに関しても、地元の行政区から停留所設置について、稲敷市から前向きな回答を得たことから、地元行政区においても設置場所の調整を行っています。

今後も行政と民間の役割分担や住民の利便性も配慮しつつ、公共交通施策を進めてまいります。私も、昨年、つくばのほうからもぜひ宝陽台、牛久に入れてほしいと、どうぞ来てくださいという話をしました。そして、うちからも稲敷市、阿見町、美浦村、龍ヶ崎市と、そういう面では稲敷地方広域市町村圏事務組合もございますので、防災に関しても一緒にやろうという話をしていますし、また、公共交通にしても、何か出し合えば、もうちょっとその辺の利便性も上がるんじゃないかということ、会うとそういう話をしていますので、もう少し時間がかかるかもしれませんが、皆さんの知恵を出し合いながら何か結果が出ると私は期待しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） かつば号については、市民からの要望もかなり多く届いているかと思えます。停留所をふやしてほしいとか、本数をふやしてほしい等々、思い切った改善とともに、住民からの要望も、お金がかかるからということもあるんですが、丁寧に対応していくことで利用者の増にもつながるのではないかと思います。

高齢化社会でますます重要な市民の足として、今後も真剣に取り組んでいただきたいと申し添えて、一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時20分といたします。

午後4時09分休憩

午後4時20分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

質問に入る前に一言申したいと思えます。私は一般質問は政策論争だと考えております。さ

きの9月議会に限らず、質問と答弁がかみ合わなかった場合も、私の議員生活の中で多々ありました。執行部の方から質問のすり合わせの中でよく言われることが、よい答弁が欲しいでしょうということですが、そういう答弁であれば最善だとは思いますが、かみ合わなくても、それはそれでよいというふうに考えております。今後の検討課題ともなれば幸いだと思っております。そしてまた、私の質問に間違いがあれば確に指摘をしていただく。そして、今後の問題としていきたいというふうに私も考えます。さらには、今議会の中での一般質問やそしてまた議案質疑の中で、これも議員間の討議が必要であるというふうに考えて、今後の検討課題ともなっているのではないかと考えております。

それでは、通告順に従って質問をいたします。

まず最初は、受益者負担の原則という問題であります。

この問題につきましては、私が議員になってから今回で3度目の質問になるかとも思います。その都度、いろいろ答弁をいただきましたが、市民が全て納得できるものではなかったというふうに判断をしております。改めて、現執行部として受益者負担の原則というのはどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 行政サービスを実施するに当たっては、全てに経費がかかります。この経費の大部分は市民の皆様になめていただく税金を基本的な財源としておりますが、特定のサービスを受ける人に受益の範囲内で応分の負担をしていただくことが基本であると考えております。これはサービスに係る経費の一部を利用者が負担することによって利用していない方との間で負担の公平性、公正性を確保するために、受益者の方に負担をしていただいております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 私は今回の質問に当たって、憲法、地方自治法、そしてまた地財法等に定める問題、基本的な権利と公共福祉、そしてまた地方自治の本旨というものを念頭に置いて質問をさせていただきたいと思っております。

今の答弁では、公平、公正と言っておりましたが、これは行政からの見方、上からの目線ですね。市民の立場から、行政負担というのは、これは考えられない。市民から見る受益者負担というのは、市民から上に向かって、例えば国や県、地方自治体に向かって言う受益者負担であります。地方自治体が片方だけ、自分たちの都合で見る受益者負担というのは、憲法、地方自治法等含めて筋が通らないのではないかと思います。

特にその中で、公共の福祉という言葉があります。公共の福祉という言葉は、進研ゼミの中学の指導書によりますと、公共の福祉というのは社会全体の利益。牛久市に照らし合わせます

と、牛久市の市民が全て利益を受けることというふうに判断できるわけであります。憲法では納税義務を定めております。納税義務と受益の考え方、これは憲法30条では納税義務を課しておりますが、納税義務を課している市民に対して行政サービスを与えるということに対する問題と、そしてまた、市民が受ける受益とはどういう関係になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 納税義務と受益の考え方につきましては、現在では、必要不可欠な公共施設・インフラだけではなく、より生活を豊かにするための施設なども多く設置されているようになってきております。公共施設の管理運営には多額の費用がかかり、その費用は税金で賄われています。その施設を利用しない市民の税金も充てられておるわけです。そのために、特定の行政サービスを受ける受益者が応分の負担をすることにより、先ほど申し上げましたが、公平性・公正性を確保することができるものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 私たちは多くの税金を払っております。例えば国税は25種類、地方税は26種類。28年度、牛久市の決算で1人当たり市税は約14万円、国税庁の統計では、これは27年度の見込み額で、国税と地方税合わせて1人当たり約年間に75万円納付していることになっております。これは東京、大阪圏を含めて大都市圏も含めておりますから、市民税等の問題も大分違いますから、その点からいきますと、それでも牛久市民は1人当たり1年間に60万円は納めている計算になると思います。4人1家族としますと、約240万円、茨城県の平均所得は約500万円、所得の約半分が税金です。そのほか、公共料金、教育費等を含めると半分以上がそのように費やされているというのがわかります。

国や地方自治体は、この税金を使ってサービスを行うわけであります。憲法の定める基本的人権や公共の福祉からすると、受益者負担などということは私はあり得ないというふうに考えております。

例えば、これは例え話でありますから、これに対する答弁は求めませんが、イズミヤ撤退の問題で牛久市では毎年1億円を出すということ。これはことしの3月議会。タイヤヤから二千数百万円のお金が入っていますが、そのときの議論で、1億円の中で約2,500万円が固定資産税、7,500万円がその管理料。イズミヤの持ち物であるにもかかわらず、この2年間、イズミヤが一銭も負担しないということ。それで2年後には幾らかのお金を負担して買わなければならない。これが、市民に向かって受益者負担ということが言えますか。

また、昨日、ふるさと納税の問題でも、市の市税を使っているということ。これもこの問題に対しても、市民に対して受益者負担をしてほしいということが言えるか。

そしてまた、憲法が定める健康で文化的な生活を営む権利を有するという問題について、予防接種の一部負担金、これも幼児や、そしてまたお年寄りなんかから取る一部負担金、これも受益者負担金というのか。

これが公平・公正な立場なのか。この一つ一つの答弁は要りませんけれども、こういった問題ですね、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 行政サービスの中には、公益的なもの、それと私益的なものがあると思います。例えば公益的なものであれば、道路ですとか公園、それと義務教育施設、そういったものがあると思います。そういったものに関しましては税金で賄うべきと考えております。また、私益的なものに関しましては、例えばプールの使用とか、テニスコートの使用等があると思います。こういったものに関しましては、税金、それと使用者の方の受益があるわけですから、それに対して負担金をいただいて、使用料としていただいていく必要があると思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 受益というのは、先ほども言いましたけれども、これは行政の都合での上からの目線なんですよ。

では、受益を受けたくても受けられない人というのがいるというのは御存じですか。

例えば生活保護受給者には、その費用の中に受益者負担金を払うものは支給されていないんですよ。例えば市のほうの上から目線で言う受益者、これに対する負担を出せない人、これに対する差別ではないかということでもありますね。

じゃあ、受益者負担という法的根拠の問題について、どういうことで受益者負担の法的根拠があるかということですが、以前の答弁では、地方自治法の第225条による使用料を負担させることができるという項目。これはあくまでも受益者負担金を取れという根拠にはならないんですよ。これは行政から、上から目線の人たちの一方的な考え方です。受益者負担金、受益を受ける人たち、それを払うことができない人たちにしてみればそういったことはあり得ないわけです。これは行政による差別だというふうには私は思うわけでありまして。

憲法によりますと、基本的人権、そしてまた公共の福祉からいきますと、収入、政治的なもの、そしてまた経済的なものによって差別をしてはならないということに定められているんです。これを抜きにして、受益者負担ということは私は言うべきではないというふうには思うんですが、憲法が定める基本的人権、公共の福祉に逸脱しているというふうには思いますが、この点についてどう思うか、お尋ねします。

なかなか、これは答弁は難しいと思います。上から目線で考えればこれに対する答弁はでき

ないと思います。

例えば、社会教育のほうでビエンナーレやっていますね。大賞をとると300万円、5回ほどやって300万円出したそうですが、この中に、5回、大賞300万円をもらった人が牛久市には誰もいないんですよね。大体、1回のあれは1,000人を超えると思うんですが、これが私、牛久市で行う社会教育だとは到底思えないですね。

こういうことで、受益者負担というものがどのように行政側として言えるのか。上から目線での受益者負担としか言いようがないんですね。

それと、法的根拠の問題ですが、これは先ほども言いましたけれども、憲法、地方自治法、地財法には一切定められておりません。あるのはただ1つ、都市計画法の第75条です。これしか受益者負担金というものはないんですね。また、この公共下水道普及に伴う受益者負担金については、これは税の二重負担だろうということで各地で係争が行われた経緯もありました。しかし、残念ながら、全部訴えたほうが敗訴しているという状況ではありますけれども。その中でも、やっぱり言えるのは公共下水道の受益者負担金だけであって、ほかの行政サービスに受益者負担金というのは私はなじまないというふうに思うんです。

再度、受益者負担金の上から目線という問題について、もし答えられるようでしたら、答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 確かに受益者負担金という言葉ですと、都市計画法上の75条の中での下水道の受益者負担金ですね、これだと思います。ただ、狭義になるとは思うんですが、手数料とか使用料ですね、そういったものに関しましても、結局、使用される方が受益を受けるわけなので、その意味では受益者負担金というふうに捉えてもよいのではないかと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） それは地方自治法225条ですよ。ここには一言も受益者負担なんて書いていないんですよ。224条では分担金ということがありますがね、ある程度分担しなければならぬということ。これからいけば、個人的に、利益、受益じゃなくて、利益ですよ。そういったものに対する使用料というふうに捉えるのが一般的だというふうに思います。

受益と言うならば、何で225条の中に受益を受ける者に使用料を課することができるというふうにしないんですか。

あれだけ、先ほども言いましたように、大きな税金を払っておいて、市民に対して、益を与えるから、お金をよこせ。これは上から目線でしかないんです。市民の立場からの下から目線でいけば、市と国、県などが市民に対して十分なサービスを行えというのが、下から見た受益

です。ですから、一方的な上からだけの目線での受益者負担というものはやめていただきたいというふうに私は思っているわけであります。

その中で、今、時々聞こえてくるのが、生涯学習センターの使用料、有料という話が漏れ聞こえてきております。この点について、どうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

生涯学習センターを利用していただく場合には、基本的には使用料がかかりますが、牛久市の生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第7条におきまして、使用料の減免について規定がなされておまして、その内容に合致すれば免除、もしくは減額となっております。そして、市内の生涯学習センターを利用している団体の多くはこの免除対象の団体であることから、無料で御利用いただいている状況であります。

他市の減免要綱を見ますと、牛久市ほど幅広い減免は行われていない状況でありまして、また、特定の団体が優先的に予約をすることで、ほかの団体が使用できない状況も出てくることから、学習のできる場が得られていない方々もいるのが実情であります。学びの場を提供する役割を担う生涯学習センターとしても、多くの団体等に利用していただけるよう、利用規定の見直し、あるいは減免の条件等を見直しをする必要があると考えております。

また、こういった見直しを行う場合には、市民や利用団体の御意見を伺いながら検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 公民館と生涯学習センターの問題について、平成15年の第2回定例会で、公民館が生涯学習センターに変わるという条例が出てきたわけですが、手数料について質問をしております。その当時、前市長は答弁の中で、「生涯学習センターに名称を変える趣旨は、無料化の施設をふやすということだ」と答弁をしているものであります。今のお話ですと、市長が違うから、根本市長が有料化しろというのか、よくわからないんですが、これに反するものではないかと思うんですが、そのためには十分な説明が必要だと思うんですが、どうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

公民館と生涯学習センターということですが、公民館におきましては、社会教育法第20条において、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業等を行い、もって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

生涯学習センターにつきましては、公民館のように、法令等で規定はされておられませんけれども、教育審議会答申の「生涯学習の基礎・基盤について」におきまして、大学・短大等で社会人を対象とした取り組みをより積極的に行う体制として生涯学習センターを開設することが期待されるとなっております。やはり、生涯学習の推進に当たっての講座の実施や、学習機会に関する情報の提供などの部分は、公民館の事業と一致する点もあることから、公民館の機能もあわせ持つ施設だと認識をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 平成15年の第2回での議論の中で、私は2つの問題点を指摘した。その1つが、有料化の問題。もう一つが、名前を変えることによって公民館活動をなくすということ。これは事前に議会が始まる前に、直接市長に申し入れをして、何とか生涯学習センター設置及び管理に関する条例の第1条に教育基本法の第5条第3項に基づくものを入れるということである程度納得したということを私は認識をしているわけでありませぬ。

有料化の問題で、先ほど言った受益者負担という項目が、話が浮かぶわけですが、先ほどの答弁では、特定の人、特定の団体と言いますが、それもやはり上からの目線なんですね。じゃあ、特定の人でない人たちにどのような生涯学習、そしてまた社会教育活動を宣伝し、実施し、サービスの提供をしているか。

ちょっと古いアンケートで、公民館活動について、意見の大多数は、公民館に気軽に行けない、行けるようにしてもらいたいというのが、半分ぐらいの人たちがいるわけです。じゃあ、今の生涯学習センターを見て、一般の人、そしてまた何らかの講座とかサークルに入っていない人が気軽に訪れている人がいるかといったら、私は皆無だと思います。そういう気軽に立ち寄れるような生涯学習センターではないと。そういうことでいえば、これはやはり行政による差別と言わざるを得ないというふうに思うんですが、その点について、どのように捉えているのか。これは教育基本法第3条、第4条、第12条というようなところ、生涯学習活動のことに定めているわけでありませぬので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 先ほど御答弁させていただきましたように、市側やあるいは定期利用団体、こちらが優先的に施設を使用し、一般市民の利用がそれによって制限されてしまう。こういう状況が少なからずあったのかもしれないんですけども、生涯学習センターの例えば施設、そういった部分で、できるだけ使えないという状況がないように、例えば1室、印刷機等が置いてあった部屋を除いて施設が使用できるようにしたり、担当のほうも工夫をしているところであります。実際にそういった部屋を開放するなど、使いやすい環境に努めまして、魅力ある講座等の工夫をするなどしてまいりたいと思います。また、さまざまな講座等の

開設においても、生涯学習センター等でもし希望の日、使えないということであれば、また、一つ、例えばほかの施設あるいは行政区の集会所、そういったところでもいろいろ講座等開設の工夫ができるのかなと思います。そういったものをぜひ検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 以前も染谷教育長にも一度、社会教育という問題について質問したことがあるんですが、講座は各学習センターで行われているというふうに言われて、そういう答弁もありました。社会教育、そしてまた生涯学習について、教育長としてどのように考えるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今、貸し館業務等々の話もありますが、社会教育として、教育基本法にありますように、国及び地方公共団体において奨励されなければならないものだと思っていて、現在は料理教室とか歴史教室とかというものもやっていますが、そういった講座の充実等をしながら、市民の学びの場をつくっていく。より充実する必要があるのかなと考えています。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 生涯学習センターの講座というものをちょっと調べてみたんですが、今年度の後期、中央生涯学習センターで9講座28回、三日月橋で5講座13回、奥野で6講座10回、エスカードで1講座5回、合わせて56回です。後期というのは半年ですね。そのほかは貸し館業務になっているというふうに思います。後期、開館日は約150日間として、4施設で600回のこのような講座ができる勘定になるわけですね。そしてまた、午前、午後、2回利用できるというふうに換算しても、1,200回講座ができる。ところが、56しかないということ。中身を見て、いろいろ余り言いたくはないんですが、これが本当に社会教育なのか、生涯学習なのかというような、ちょっと考えさせるようなものもあるというふうに思うんですが、これで社会教育、生涯学習を声高にやっていると言えるのだろうか、私は大変疑問に思います。

この点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

昨年度の生涯学習センターにおける講座数、28年度を見ますと、数字で58、開催数回ありますので、226回開催ということになります。延べ人数で4,600人という人数になっておりますけれども、議員さん御指摘のように、まだまだ自主的な企画の講座等、まだ不足し

ているというところは否めないと思います。また、参加におきましても、多世代にわたって万遍なく講座に参加していただいているか、そういった部分も非常にまた薄いところがあると思います。特に青少年世代を対象にしたそういう講座ですとか、そういうものも今後、検討の余地はあると思います。

ただ、その団体におきましても、平成15年の数字でありますけれども、利用団体数が平成15年当時193という団体数から、29年は299団体にふえているという、その団体も高齢化に伴ってだと思いますが、団体数も大分ふえているというところもあります。希望した施設がなかなか使えないという状況もありますので、できるだけ、その部分とあわせて、特色ある企画、講座等の開設に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 社会教育というのは、法律で定められたものでありますね。幼児教育とか、あとは学校等では家庭教育学級なども、これは生涯学習に入るというふうに思うんですが、ところが、中学生、高校生、大学生、こういった青少年の生涯学習、社会教育を受ける場が学校以外には全くない。講座の中には全く入っていませんね。この点についてはどう感じているのか。

それと、ちょっと忘れたんですが、一つ、前の話で、有料化の問題で、社会教育の中で公民館含めて図書館がありますね。図書館については、これは無料ですよ。本を読むというのは個人的なものであって、これは受益には値しないというのかね。公民館と図書館の違いというものを、ちょっとどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

先ほど、青少年を対象にした講座、社会教育という面でありますけれども、なかなか青少年対象には、さまざまな興味、その年代において生涯学習に目が向くかどうか、いろいろな刺激を受ける年代ですので、なかなかその企画をしても参加者が集まらない、そういう部分もあると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、社会教育ですので、多世代にわたるいろいろな方々が講座等、生涯学習、社会教育の一つに参加して学ぶということは大事なことで、他市町村、あるいはそういういろいろな若い青少年の考え、意見を聞き、調べながら魅力ある講座の開設に努めていきたいと思います。

また、図書館については、図書館法で料金を取ってはいけない施設と明記されておりますので、そこは徴収することができないというふうになっております。よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 生涯学習については施設もありますし、いろいろなことがあるわけですね。例えば生涯学習においては、市が特定の宗教を支持するような講座を行ってはいけないというのは、これは法的に決められております。ただ、宗教に対する生涯学習を行ってはいけないということではないわけです。宗教、例えば般若心経、般若波羅蜜多ですね。これは特定の宗教団体のものではないわけであって、じゃあ、これがどういうものなのかという宗教の問題。そしてまた、京都にあります東本願寺、西本願寺、同じ浄土真宗のお寺がなぜ2つあるのかという問題とか、こういったものは宗教にかかわる勉強にもなるし、これは学校で教わったかどうか、よくわからないんですが、東本願寺がなぜ2つに分かれているかというのは学校では教わらなかったかなとは思いますが、それと政治的な問題ですね。これも特定の政党や政治団体を支持する講座を行ってはいけないのは、これは法的には当然のことです。ただ、政治的な問題についての社会教育、そしてまた、生涯教育はしても何ら法律に触れるものではないわけですね。

例えば小川芋銭が当時、平民新聞というものに漫画を廃刊するまで投稿してきた。これはどういう新聞であったのかというのは、それは皆さん方御承知のとおりでありますし、堺 利彦、また幸徳秋水、そしてまた、非常に仲よくした住井さんの御主人の犬田 卯さん、こういった中での政治的な問題等も結構あるでしょうけれども、特定の団体を支持する目的でなくて、牛久の歴史の中での政治教育というものは社会教育の中で十分できるというふうに思うんです。

そしてまた一つは、スポーツですね。先ほど言いました、若者には何もないということ。私は大分前からある程度の提案をしてきたのは、スケートボードの必要性とか、ボルダリングの問題とかというものを取り上げてきました。しかし、全く市のほうとしてはやる気がない。これも社会教育であり、生涯学習の問題だと思います。社会教育、生涯学習の中には、当然、スポーツ、文化も入っていますからね。

ですから、そういった観点からいって、貸し館業務になっているのではないかと。そしてまた、そこに有料・無料の話になってくると矛盾が生じると。

公民館に詳しい人が、何度か述べているのが、「政府の使用料について、地方自治法第25条に法的な根拠を持つというふうに言われているが、この条項は、中流の意味として使用料を認めたものであって、公民館等使用料の徴収を積極的に義務づけているものではない。特に、公民館使用に当たっては、学習権利内容として、施設使用権の行使として、公民館使用料無料の原則が貫かれなければならない」というふうに言われているわけであります。これは全国的な社会教育の団体でいろいろな講演活動をやっている方の意見であります。

この点からすれば、牛久市の社会教育、そしてまた生涯学習活動については不十分であるというふうに思います。その中でも、受益者負担の問題というのは、議論は過ぎるのではないかと

というふうに思います。その点について再度お尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 先ほど、担当のほうからも御答弁させていただきましたように、公共サービスを受ける、その利益を受ける市民がその利益の度合いに応じてそのサービスに係る費用の一部を負担するべきである。そういった考えのもとに、先ほど御答弁させていただきましたけれども、みずから選択をして、自分の価値観、そして、考えのもとに学ぶというところの選択をした部分については、それ相応の便益、サービスを受ける、そういった原則のもとに一部負担をお願いしているというところであります。

また、一つ、考えによるんですけれども、スポーツ施設に対する一部負担等によりまして、そういった考えのもとにということになると思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 先ほども言いましたが、平成15年、公民館を生涯学習センターに名称変更するときに、生涯学習センターという文言は、教育基本法にも社会教育法にもありません。考え方は、将来民間委託にするのではないかという名称変更と捉えられたので、撤回の申し入れをしました。その結果、設置管理条例に教育基本法第5条第3項が入りました。これは名称変更があったとしても、これまでどおり公民館活動をするという確約だったわけでありまして。そして、議会答弁で、元市長は「名称変更は無料化の施設をふやし、多くの市民に利用してもらいたいからだ」という答弁もしておりました。このような議会答弁を簡単に覆すということで検討を進めているのか、お尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 生涯学習センター等の施設、社会教育施設を指定管理するという考えで、現在、もちろん減免という制度は今ありますけれども、利用者から料金を徴収すること、その条例で設けていることについて、徴収をしていることについて、指定管理に将来していく、そういう考えは今のところ、それはございません。

一部負担につきましても、やはり一部使用料として払っていただいている部分につきましても、さまざまな施設で電気を使用したり空調を使用したり、そういった部分の実費を、施設を使用するところで一部負担をしていただくという考え方もありますので、御理解のほうをよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） エスカードビルのイズミヤとの問題や、ふるさと納税の市税持ち出しの問題、ビエンナーレの入選作品への高額賞金、大賞300万円、5回の大賞者は牛久市民ではないとも聞いておりました。さらに、出品者のほとんどが牛久市外の人たちとも聞いて

おります。これが牛久市民にとっての生涯学習活動かと疑いたくもなるわけであります。

さらに、土地開発基金などを使って購入した塩漬けの土地。話は古くなりますが、市の土地開発公社を廃止するとき、一般会計から約9億円というお金を持ち出しております。市政運営の失政とも言えるのではないかと思うわけでありますが、これらを十分市民に説明もなく、上から目線で受益者負担などと言うのは、到底受け入れられるものではありません。

議論の中でもよく使われるのが、「特定の人、特定の団体だけが利用している」などと言っておりますが、しかし、では特定以外の人たちが気軽に利用できる施設はどうしたらよいのか、検討したことがあるのでしょうか。

法に定める社会教育、生涯学習が不十分な中での有料化を検討する前にやるべきことがあると思います。憲法や地方自治法が定める地方自治の本旨にのっとり、有料化はすべきではないと申し添えて、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（板倉 香君） 以上で利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時06分散会